

浜田市人権教育・啓発推進基本計画 (第4次)

令和4(2022)年2月

浜 田 市

浜田市人権尊重都市宣言

すべての人は、生まれながらにして、人としての尊厳が守られ大切にされ、人間らしく幸せに生きる権利を有しています。

しかしながら、私たちのまわりには、今なお同和問題をはじめとするさまざまな人権侵害、不当な差別や偏見が存在し、また社会情勢や価値観の変化による新たな人権問題も生じています。

私たち一人ひとは、日本国憲法や世界人権宣言の理念の下、たゆまぬ努力を重ねて、差別や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、それぞれの能力に応じた可能性を十分発揮できる社会の実現をめざします。

ここに、私たち浜田市民は、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築くため、人権尊重の都市「浜田市」を宣言します。

(平成20年6月25日制定)

は じ め に

人権とは、人間が人間らしく生きていくために生まれながらにもつ権利であり、すべての人々が生命と自由を確保し、幸せな生活を営むために欠かすことのできない権利です。

本市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、平成19年に「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し、その後は平成24年に第2次改定、平成28年に第3次改定を行い、人権課題の解決に取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として様々な人権侵害や不当な差別が存在していることに加え、高齢化、情報化、価値観の多様化など社会情勢の複雑化に伴い、新たな人権問題が顕在化していると感じています。

このような中、令和2年に「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、市民の人権意識の現状などを踏まえ、「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）」を策定しました。この計画に基づき、引き続き、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発に取り組み、市民一人一人が安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進してまいります。

市民の皆様におかれましては、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、すべての人々の人権が尊重される社会を築くため、主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

終わりに、今回の基本計画の改定にあたりまして、ご審議いただきました浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

令和4年2月

浜田市長 久保田 章 市

目 次

第 I 章 総論

1	計画策定の趣旨	1
(1)	計画の役割	1
2	計画策定の背景	1
(1)	国際的な動き	1
(2)	国の動き	2
(3)	県の動き	3
(4)	本市における取組	4
3	計画の基本的な考え方	5
(1)	計画の性格	5
(2)	計画の期間	5
(3)	計画の基本理念	5
(4)	施策体系	6

第 II 章 各論

1	あらゆる場における人権教育・啓発の推進	8
(1)	学校等における取組	8
(2)	家庭・地域・職場における取組	8
(3)	職員等の人権意識向上への取組	9
(4)	関係機関等との連携	9
2	各人権課題に対する取組	10
(1)	同和問題	10
(2)	女性	13
(3)	子ども	15
(4)	高齢者	18
(5)	障がいのある人	20
(6)	外国人	23
(7)	患者や感染者等	25
(8)	犯罪被害者とその家族	27
(9)	刑を終えて出所した人等	28
(10)	インターネット等による人権侵害	30
(11)	性の多様性（性的指向、性自認等）	32
(12)	様々な人権課題	34
①	アイヌの人々	34
②	北朝鮮当局による拉致問題等	34
③	プライバシーの保護	34
④	迷信等	34
⑤	災害に伴う人権	35
⑥	自死遺族	35
⑦	その他の人権問題	35

第 III 章 施策の推進

1	推進体制	36
2	進捗状況の調査・検討等	36

資 料		37
-----	--	----

第 I 章 総論

1 計画策定の趣旨

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利」であって、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものです。

本市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、市民一人一人が安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進しています。

21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、20年を経過した今もなお、同和問題をはじめとする様々な人権侵害や不当な差別は存在しています。

また、社会経済情勢や時代の変化の中で多様化し、新たな人権問題も生じており、すべての市民が等しく「人間らしく幸せに生きる権利」が保障され、心豊かな住みよいまちの実現がより一層求められています。

「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）」は、平成18(2006)年度に策定した基本計画の理念を継承しつつ、国内外の動向や令和3(2021)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査結果を踏まえ、本市の人権施策に関する最上位の計画として人権教育・啓発の指針となるものであり、市民、民間団体、企業等及び行政の共通の目標となります。

(1) 計画の役割

- ①人権・同和教育の推進と充実を図り、人権・同和問題に対する正しい理解を市民全体に浸透させ、基本的人権を尊重する差別のない社会づくり、まちづくりを目指す活動の指針とするものです。
- ②市民一人一人が、それぞれの能力に応じて可能性を十分に発揮できる社会に向け、豊かで充実した生き方を実践していくための施策の方向性と取組を明らかにするものです。
- ③人権を尊重するまちづくりの方向性を示し、市民、民間団体、企業等及び行政の役割と協力関係の指針となるものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

20世紀前半における二度の世界大戦の反省から、人類共通の課題として戦争のない世界平和を目指し昭和20(1945)年に国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。国連は、昭和23(1948)年の第3回総会で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この「世界人権宣言」は、すべての人が、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないという、世界における自由、正義及び平和の基礎としての共通の理解を示したものでした。

そして、国連は世界人権宣言を実効あるものとするため、昭和 40(1965)年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、昭和 41(1966)年の「国際人権規約」、昭和 54(1979)年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、平成元(1989)年の「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、平成 18(2006)年の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」など多くの人権に関する条約を採択し、人権尊重に向けての国際的な取組を続けてきました。

また、特定の事項に対しての重点的な問題解決に向け、国連をはじめ全世界の団体・個人に呼びかけるために国連総会において採択・決議される国際年として「国際人権年」昭和 43(1968)年、「国際婦人年」昭和 50(1975)年、「国際児童年」昭和 54(1979)年、「国際障害者年」昭和 56(1981)年などを定めました。さらに、時間をかけて取り組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の 10 年」昭和 51(1976～)年、「国連障害者の 10 年」昭和 58(1983～)年などの取組も展開しました。

しかし、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界の各地で、人種や民族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う著しい人権侵害や難民の発生など生命の危険まで生じている現状がありました。

その後も人権に関する様々な取組が国連において行われ、平成 6(1994)年の国連総会では、世界各地における人権の保護と啓発を目的とした「国連人権高等弁務官」の設置や「国連人権教育の 10 年」とすることが決議され、「人権教育のための国連 10 年」平成 7(1995～)年として、人権という普遍文化の構築を目指し取り組みました。

その後、この計画終了後の取組を進めるために平成 16(2004)年の国連総会において「人権教育のための世界計画決議」が無投票で採択され、翌平成 17(2005)年から 5 年毎の「フェーズ(段階)行動計画」に基づいた取組が展開されています。第 1 フェーズ行動計画(2005～2009 年)のテーマは「初等中等教育」、第 2 フェーズ行動計画(2010～2014 年)のテーマは「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」、第 3 フェーズ行動計画(2015～2019 年)では第 1 及び第 2 フェーズの履行に係る努力の強化をすると同時に「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとした取組が行われ、現在は第 4 フェーズ行動計画(2020～2024 年)として「青少年のための人権教育」をテーマとした取組が進められています。

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットでは、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指し、17 のゴールと 169 のターゲットから構成された「持続可能な開発目標(SDGs)」が 2030 年までの国際目標として採択されました。

(2) 国の動き

国においては、昭和 22(1947)年に日本国憲法を施行し、基本的人権の尊重を基本理念の下、各種の人権課題に取り組みました。昭和 31(1956)年には、国連に加盟し、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」を昭和 54(1979)年に批准、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」に平成 7(1995)年に加入、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を昭和 60(1985)年に締結、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を平成 6(1994)年に批准、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を平成 26(2014)年に締結しました。また、国連が決議した「国際婦人年」、

「国際児童年」、「国際障害者年」など各種国際年への取組を展開しました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題について、昭和 40(1965)年の同和対策審議会答申に基づく取組を進め、「人権教育のための国連 10 年」の決議を受け、平成 9(1997)年に「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を策定し取組を展開しました。この計画では、人権という普遍文化の創造を目指して、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者などの問題を重要な課題ととらえ、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標にしました。平成 8(1996)年 12 月には「人権擁護施策推進法」が 5 年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められました。

そして、人権教育・啓発に関する施策については、平成 12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると明示しました。これに基づいて、平成 14(2002)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

21 世紀を「人権の世紀」にふさわしいものとするために、「男女共同参画社会基本法」平成 11(1999)年、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」平成 12(2000)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」平成 13(2001)年、「犯罪被害者等基本法」平成 16(2004)年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」平成 17(2005)年、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）」平成 17(2005)年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」平成 23(2011)年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」平成 25(2013)年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」平成 25(2013)年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」平成 28(2016)年、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」平成 28(2016)年など個別の関係法令を制定し、様々な取組が進められています。

（３） 県の動き

県においては、様々な人権問題について、関係部局を中心に国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題解決に向け取り組んでいます。

平成 10(1998)年には、人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置し、翌平成 11(1999)年には、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。そして、国の動きを踏まえ、県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針として、平成 12(2000)年に「島根県人権施策推進基本方針」を策定しました。

また、すべての学校教育や社会教育の場において、「島根県人権施策推進基本方針」に基づく人権教育の取組の推進を図り、人権教育の内容や方法を具体化していくために「人権教育指導資料」を作成しました。それまでは同和教育として、同和問題以外の人権問題も各教育現場で実際に扱われ、同和教育という名称の中で、幅広く様々な人権問題に関する教育が実践されてきました。これまでの同和教育としての取組の成果を生かし、真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発をより総合的かつ効果的に推進するよう取り組みま

した。

しかしながら、女性への暴力や児童・高齢者の虐待などへの対応の強化が求められ、社会環境の進展などによる人権侵害など新たな課題が生じるとともに、人権施策に関する法律・条例等の制定や改正が行われ、基本方針策定後の人権施策を取り巻く状況は大きく変わりました。

平成 15(2003)年に人権啓発推進センターを県庁内に、平成 18(2006)年に西部人権啓発推進センターを県浜田合同庁舎内に設置するなど、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。

その後、人権を巡る社会情勢の変化や法律の制定等を踏まえ、平成 20(2008)年に基本方針の第一次改定を、平成 31(2019)年に第二次改定を行い、人権施策の一層の推進を図るとともに、様々な人権課題の解決に向け取り組んでいます。

(4) 本市における取組

平成 17(2005)年 10 月 1 日、浜田市と那賀郡の 4 つの町村が合併し、新浜田市が誕生しました。合併以前から各市町村においては、昭和 55(1980)年度以降、「同和教育推進協議会(旧浜田市では、平成 15(2003)年度より人権・同和教育推進協議会)」を組織し、各市町村における教育・啓発活動の推進体制を整備するとともに、各種の啓発・学習活動を実施し学習の機会の拡充を図ってきました。

市町村合併で導入された自治区制度により、各自治区には「自治区人権・同和教育推進協議会」を設け、更に市全体の連絡・調整を行う「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」を設置し、地域の実態に合せた人権・同和教育の推進・充実を進めました。令和 3(2021)年に自治区制度は廃止しましたが、引き続き旧自治区単位に人権・同和教育推進協議会を設置し、人権・同和教育の推進に取り組んでいます。

また、合併時に策定した「新市まちづくり計画」において、人権尊重のまちづくりを人権施策の重要な柱として位置づけ、平成 18(2006)年度には「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」をスローガンに、一人一人が大切にされるまちづくりのため「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し人権施策を推進しました。

平成 20(2008)年度には、「島根あさひ社会復帰促進センター」の開庁を一つの契機として、「浜田市人権尊重都市宣言」を制定し、その理念を市民へ浸透させるため「浜田市人権尊重のまちづくり推進大会」を開催しました。その後は隔年で開催し、人権意識の高揚を図っています。

また、平成 21(2009)年度には、児童生徒が主体的に関わり、人権に対する思いや願いを共有するため、学校ごとに定めた人権宣言を「学校(児童・生徒)版人権宣言集」としてまとめ、実践化・行動化に向けた取組として活用しています。

その他にも、人権作品コンクール(作文、ポスター、標語)の実施や、人権・同和問題の解決に向けて活動している市民グループや人権・同和問題に取り組む団体への支援を行うなど、人権・同和問題に関する理解を深めるとともに、地域全体の人権意識高揚につながるよう取り組んでいます。

しかしながら、依然として様々な人権問題が存在するとともに、社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題が生じています。平成 23(2011)年度と平成 27(2015)年度に「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」の改定を行い、人権を取り巻く環境の変化や多様化・複雑化する人権課題に対応し、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の性格

この計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改訂）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するもので、「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保ち、本市が実施する諸施策における人権教育・啓発分野の指針となるものです。

(2) 計画の期間

計画期間は、「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保つために、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4か年とします。

(3) 計画の基本理念

人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代の社会においては、様々な場面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起こっています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、理解を深めていく必要があります。

また、国際化や価値観の多様化が進み、自分とは異なる文化や価値観を持つ人たちと出会う機会が増えています。そのため、自分とは異なるものを特別視したり排除しようとする姿勢を改め、多様性を認め合うことが大切です。

一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の構築に向けた取組を進めます。

【基本理念】

**一人一人が大切にされ
住みたい、住んでよかったと思われる
人権尊重のまちづくり**

【基本目標】

人権が尊重されるまち

- 人権という普遍的な文化のまちづくり
- すべての人が大切にされるまちづくり

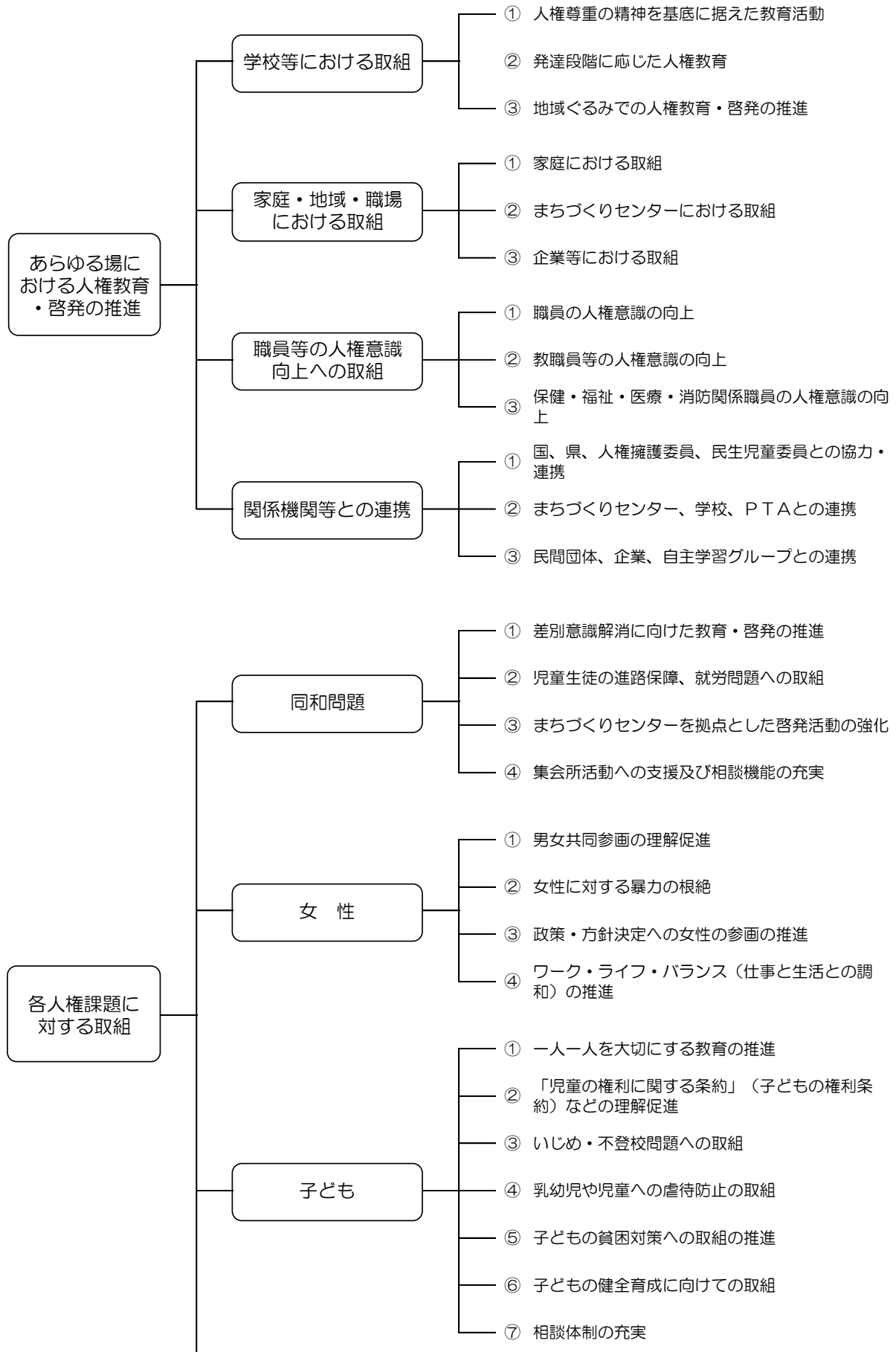
一人一人が輝くまち

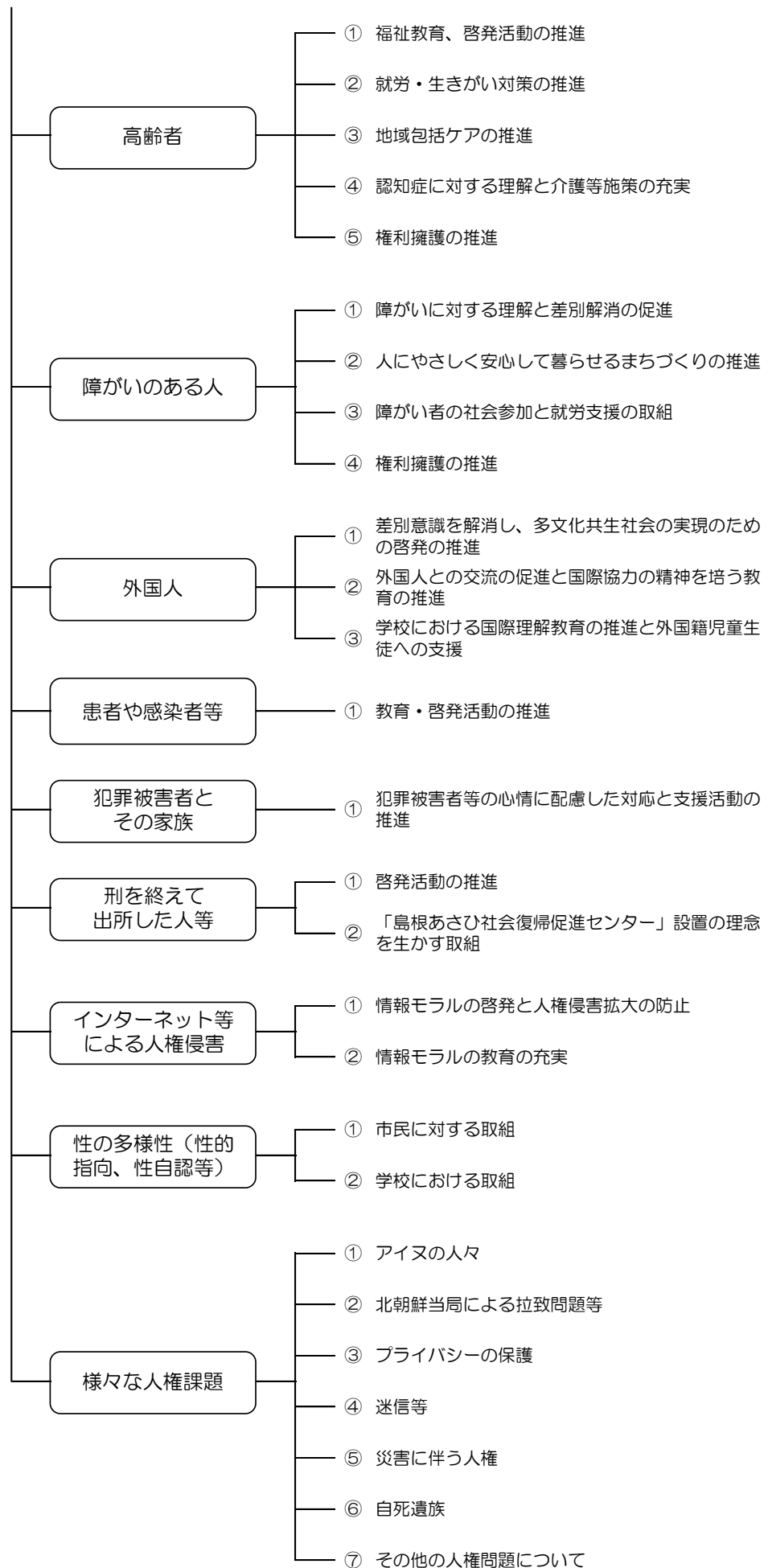
- 心を育む教育・文化のまちづくり
- 差別や不合理に気づき人が輝くまちづくり

安心して暮らせるまち

- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 子どもの命と人権を守る教育の推進

(4) 施策体系





第Ⅱ章 各論

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動」をいい、「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」とされています。

「人権」という普遍的文化を構築するには、市民一人一人が自分を大切にするとともに、他人の大切さを認めることのできる意識、意欲、態度が求められます。

そのため、学校、家庭、地域などあらゆる場において、人権教育・啓発を行い、様々な人権問題について認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高める必要があります。

学校等においては、教育活動全体を通して、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育を行い、それぞれの人格や個性の違いをお互いに尊重し合い、自分の大切さとともに他人も大切にすることができる態度や実践力の醸成に努めます。

家庭・地域・職場においては、日常生活上の様々な人権問題に気づくことから進め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分のもとより他人の人権にも十分配慮した行動がとれる社会になるよう人権教育・啓発に努めます。

また、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組むとともに、本市全体における人権尊重の理念の普及と人権尊重のまちづくりを一層推進し、市民一人一人の意識の向上のため、条例の制定についても検討します。

（1）学校等における取組

①人権尊重の精神を基底に据えた教育活動

人権尊重の精神をすべての教育の基底に置き、一人一人の人格や個性の違いを互いに認め、自尊感情を高め合う教育を推進します。

②発達段階に応じた人権教育

保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子どもたちが自分の大切さとともに他人の大切さも認めることができるよう、発達段階に応じた人権教育に取り組みます。

③地域ぐるみでの人権教育・啓発の推進

地域ぐるみで感性豊かな子どもたちを育むため、学校・家庭・地域及び関係団体等と連携し、一定規模の校区を単位とした人権研修等を行い、人権意識の高揚に努めます。

（2）家庭・地域・職場における取組

①家庭における取組

家庭は、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、子どもの人格形成の基礎を培う最も重要な最小単位の社会です。人権教育に有用な情報の提供、相談体制の充実を図り、家庭における人権教育の充実に努めます。

②まちづくりセンターにおける取組

協働のまちづくり並びに社会教育及び生涯学習の拠点となる役割を持つまちづくりセンターにおいて、地域住民に身近な施設での人権教育・啓発に取り組みます。

③企業等における取組

企業等における人権尊重の取組としては、公正な採用や配置、昇進など人事制度の適切な運用、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、外国人労働者（外国人技能実習生等）に対する人権侵害の防止などが挙げられますが、近年では、男女共同参画社会の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、障がい者や高齢者の雇用促進など、社会的責任も求められています。企業等における自主的な取組を促進するため、職場内研修等への講師派遣や人権に関する情報提供に努めます。

（３）職員等の人権意識向上への取組

①職員の人権意識の向上

行政に携わる職員は、公務員としての自覚と使命感をもち、高い人権意識を持って職務を遂行することが強く求められています。そのために、職員一人一人が豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう様々な人権課題の研修に取り組みます。

②教職員等の人権意識の向上

教職員や保育士等の人権意識の高揚と指導力の向上を目指し、効果的な研修の実施に努めます。

③保健・福祉・医療・消防関係職員の人権意識の向上

保健・福祉・医療・消防関係職員は、人の生命や健康、生活を守るという大変重要な役割を担っています。職務内容によっては、きめ細かな人権感覚が必要となるため、相手の立場に配慮して職務が遂行できるよう人権意識の高揚に努めます。

（４）関係機関等との連携

①国、県、人権擁護委員、民生児童委員との協力・連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国や県と役割に応じた協力や連携が重要です。松江地方法務局浜田支局、島根県西部人権啓発推進センターや人権啓発活動ネットワーク協議会との連携を強化し、人権週間に合わせた取組や人権擁護委員による人権相談窓口の設置、人権の花運動などの人権教育・啓発活動を推進します。また、地域の実情を把握している民生児童委員との連携にも努めます。

②まちづくりセンター、学校、PTAとの連携

まちづくりセンターや学校等を拠点として、人権に関する多様な学習機会の場を確保し、人権問題を単に知識としてだけでなく、態度や行動に表れるよう人権感覚の醸成に協力・連携して取り組みます。

③民間団体、企業、自主学習グループとの連携

人権問題の解決を目指す民間団体や企業、自主的な学習グループなどと連携し、効果的な人権教育・啓発が実施できるよう研修支援や情報提供に努めます。

2 各人権課題に対する取組

(1) 同和問題

〔現状と課題〕

我が国固有の人権問題である同和問題は、昭和 40(1965)年の「同和対策審議会答申」から 50 年以上が経過した今日でも依然として差別意識は根強く存在し、結婚問題、就職問題、差別発言、落書等の差別事象が後を絶たない状況にあります。

「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。これを受けて昭和 44(1969)年から施行された「同和対策事業特別措置法」、昭和 57(1982)年から施行された「地域改善対策特別措置法」、昭和 62(1987)年から施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、33 年間にわたって同和対策事業が実施されました。平成 14(2002)年 3 月末をもって特別法に基づく同和対策事業は終了し、一般対策へと移行されました。

これらの事業により、環境改善を中心とする物的事業については、目的に沿って一定の成果は見られましたが、心理的差別の解消などは引き続き課題として残っています。

平成 28(2016)年 12 月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展によって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものである」と国の認識を明らかにし、国及び地方公共団体の責務が規定されました。

同和問題の解決に向けて、歴史を学び直し、差別に気づき、正しい理解と認識を深め、差別を許さない世論を構築することが必要です。また、人権・同和教育をすべての教育の基底に据え、一人一人が尊重される社会の実現を目指さなければなりません。

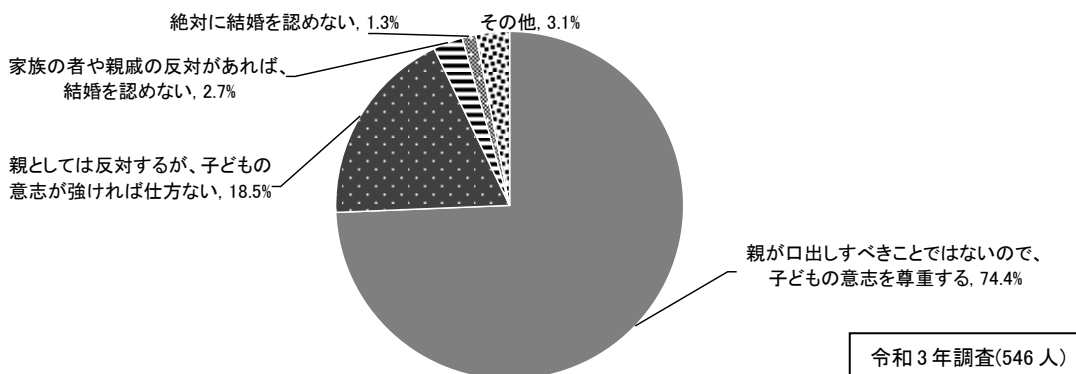
また、「えせ同和行為」*など同和問題解決の妨げとなるものについても、関係機関と連携し、根絶しなければなりません。

* えせ同和行為

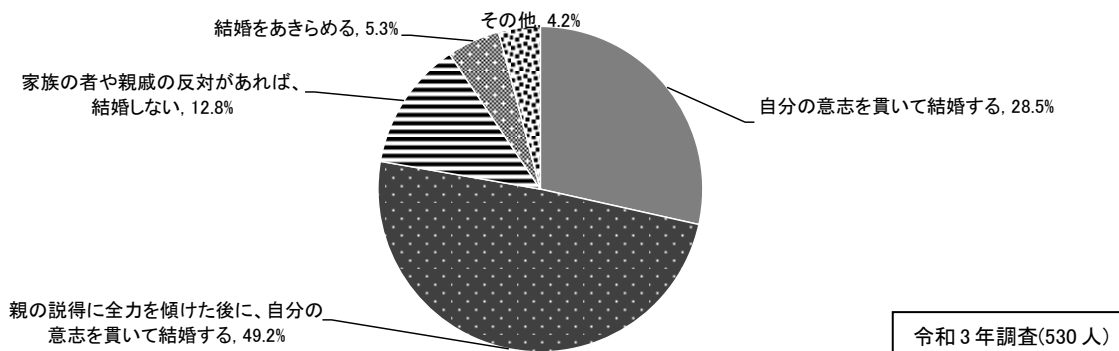
同和問題を口実にして、個人や企業、行政機関などに対し、高額な図書を購入など、不当な利益や義務のないことを求める行為。同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、問題解決の大きな阻害要因となる。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

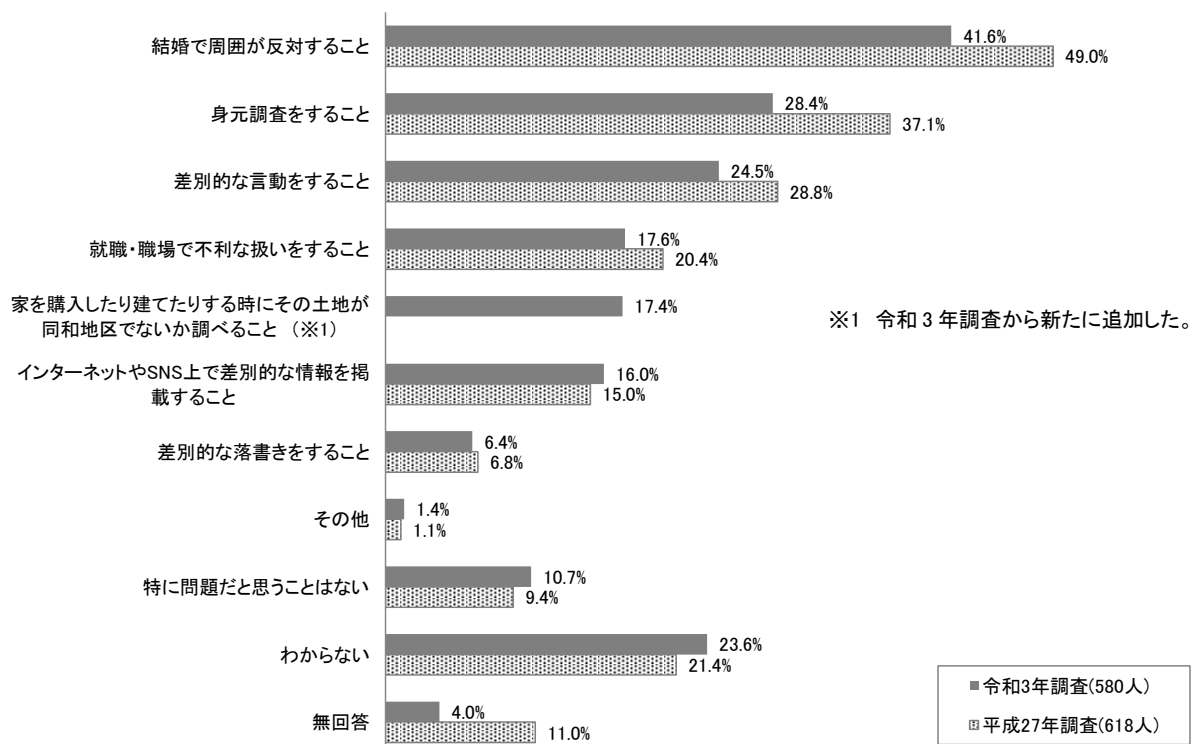
問 13 (1) 仮に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(〇は一つ)



問 13 (2) 仮に、あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか。(〇は一つ)



問 14 同和問題に関し、現在、どのような人権上の問題が起きていると思いますか。(〇はいくつでも)



〔施策の方向性と取組〕

「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、日本固有の差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、その歴史や差別の実態を十分認識し、差別意識の解消のための取組を進めます。

①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

すべての学校において、人権・同和教育を基底においた教育活動を推進します。児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての正しい理解を深める教育と差別を許さない集団づくりに努めます。各種研修会によって教職員の人権意識を高め、理解と認識を深めるとともに実践力を高めます。

地域ごとの人権・同和教育推進協議会や市全体の人権・同和教育推進連絡協議会が主催する講演会等の開催を支援し、市民の人権意識の高揚を図ります。

結婚差別につながる身元調査について、住民票の写し等の不正取得や個人の権利の侵害を防ぐため、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の周知に努めます。

②児童生徒の進路保障、就労問題への取組

進路保障に関しては、学校・保護者・地域が相互に信頼関係を築き、様々な困難を抱えている児童生徒に寄り添い、夢と希望が実現できるよう支援をしていきます。子どもたちが、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、さらに、進学や就職などの選択において希望する進路に進めるようにするため、強い意志を持って自分自身の進路をたくましく切り拓いていこうとする姿勢や能力を身につけていくよう、取組を進めます。

また、就学援助のための適切な情報提供に努め、奨学金や各種制度の広報等による周知や活用促進を図ります。

就労問題に関しては、就職の機会均等を確保するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、公正な採用選考がなされるよう、市内事業所への人権研修の要請、講師派遣等の支援、啓発に努めます。

③まちづくりセンターを拠点とした啓発活動の強化

まちづくりセンターは、地域の住民にとって学習の活動拠点として重要な役割を果たしています。まちづくりセンターで開催される人権・同和問題研修について、講師派遣等の支援を行い、地域住民の人権意識の向上に努めます。

また、まちづくりセンター職員に対し、関係機関が主催する人権・同和教育研修等への参加を促し、社会教育推進の指導者としての資質を高め、差別問題の解消に意欲的に取り組む実践力の向上を図ります。

④集会所活動への支援及び相談機能の充実

地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業に努めます。

また、地域に密着した生活相談員の活動を支援し、地域の実態や課題、地域住民のニーズを把握し、問題解決に努めます。

(2) 女性

〔現状と課題〕

平成 11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、第 2 条において「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

本市が令和 2(2020)年 12 月に実施した男女共同参画に関する市民の意識・実態調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと思う」と回答した方は 16.1%であり、平成 26(2014)年度調査の 32.6%から大きく減少しています。性別役割等についての固定観念が薄まっている傾向が見受けられます。

その反面、本市が令和 3(2021)年 2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「男女の固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」など）がある」と回答した方が 49.8%あり、社会慣習の中に残る固定的性別役割分担意識が男女共同参画社会の実現を困難にする大きな要因になっていることが伺えます。

また、配偶者や交際相手に対する DV*（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV*、性犯罪、ストーカー行為*、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産に関する嫌がらせなど、暴力やハラスメントは深刻な社会問題となっています。

本市では、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画社会を実現するための指針となる「浜田市男女共同参画推進計画」を策定しており、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく本市における DV 防止の基本計画を含んだ計画としています。

社会の構成員の半数を占める女性が主体的に地域活動に参画でき、家庭や地域、職場において男女それぞれに人権が尊重され、調和のとれた社会環境づくりが必要です。

* DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者など密接な関係にある人からふるわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。

* デートDV

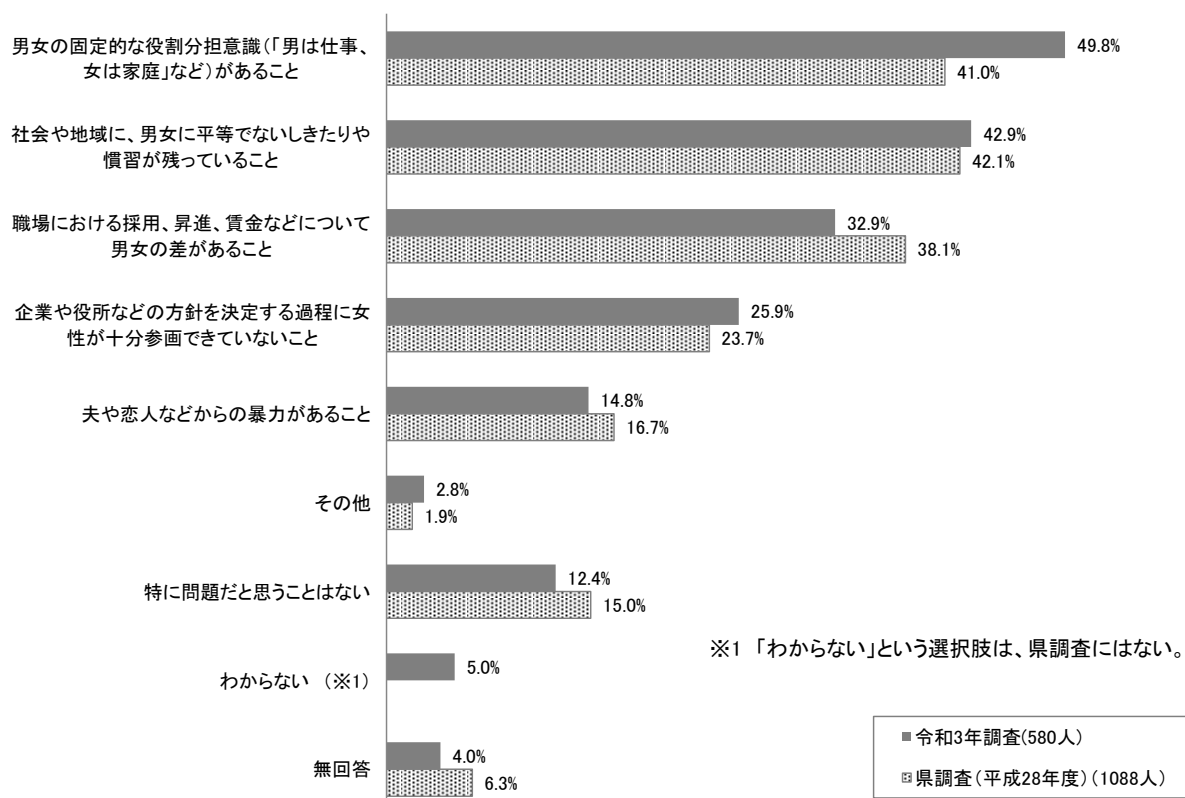
交際中のカップルの中で起こる暴力のこと。

* ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等（恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せ、面会を要求、連続して電話や電子メールを送信することなど）を反復すること。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問7 女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)



〔施策の方向性と取組〕

①男女共同参画の理解促進

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりを是正し、男女共同参画社会に対する正しい認識を促すため、あらゆる機会を捉えて教育と啓発活動を推進します。

②女性に対する暴力の根絶

DV・性犯罪・ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するための教育や啓発活動を推進します。また、関係機関との連携を強化し、DV等の被害者からの相談や安全確保など必要な支援を行います。

③政策・方針決定への女性の参画の推進

政策・方針決定過程において男女双方の視点や意見を反映するため、各種審議会や委員会等への女性の積極的な登用を図ります。

④ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)の推進

男女それぞれが仕事と家庭生活を両立させ、良好な生活環境を構築できるよう、保育サービスなど子育て支援の充実、働き方の見直しにつながる啓発活動等を推進します。

(3) 子ども

〔現状と課題〕

子どもたちは、21世紀を担う大切な存在であり、子どもたちが心身共に健やかに育つことは、すべての大人の願いです。

子どもたちには、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）*などに明記されているように、大人と同じように基本的人権が保障されています。それぞれ人格を持った人間として尊重され、基本的人権の権利主体者として、大切にされなければなりません。とりわけ、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応は重要です。

本市が令和3(2021)年2月に実施した市民意識調査において、「子どもの人権について特になんかのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「いじめを見て見ぬふりをする」と回答した方が55.9%、「暴力や仲間はずれ、無視などのいじめがある」と回答した方が55.5%あったほか、「インターネットやSNSでの嫌がらせ」や「親による暴力や育児放棄などの虐待」も約4割の方が問題であると回答されています。

いじめや不登校は、学校教育の大きな課題です。近年、子どもたちにもインターネットは非常に身近な存在となっています。その匿名性や情報発信の容易さから、様々な問題が発生し、「いじめ」が深刻化する一つの要因にもなっています。子どもたちが人権の重要性について確かな知識を持ち、日常生活においてもお互いを尊重した行動ができるように人権教育を推進していく必要があります。

また、家庭における児童虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト*）の問題も増加しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応・子どもや家庭に対する細やかな支援が重要となっています。

このほか、本来は大人が担うと想定される家族の介護や身の回りの世話、家事などを日常的に行う子どもたち「ヤングケアラー」も問題となっています。

*児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准した。この条約では、18歳未満のすべての子どもを対象（第1条）とし、子どもの最善の利益（第3条）、生存や発達（第6条）、意見表明や参加（第12条）、教育（第28条）、休息や遊び（第31条）といった権利を実現・確保するために必要な事項を定めている。前文と54条からなる本文で構成され、条約の全文（和訳）は巻末資料のとおり。

*ネグレクト

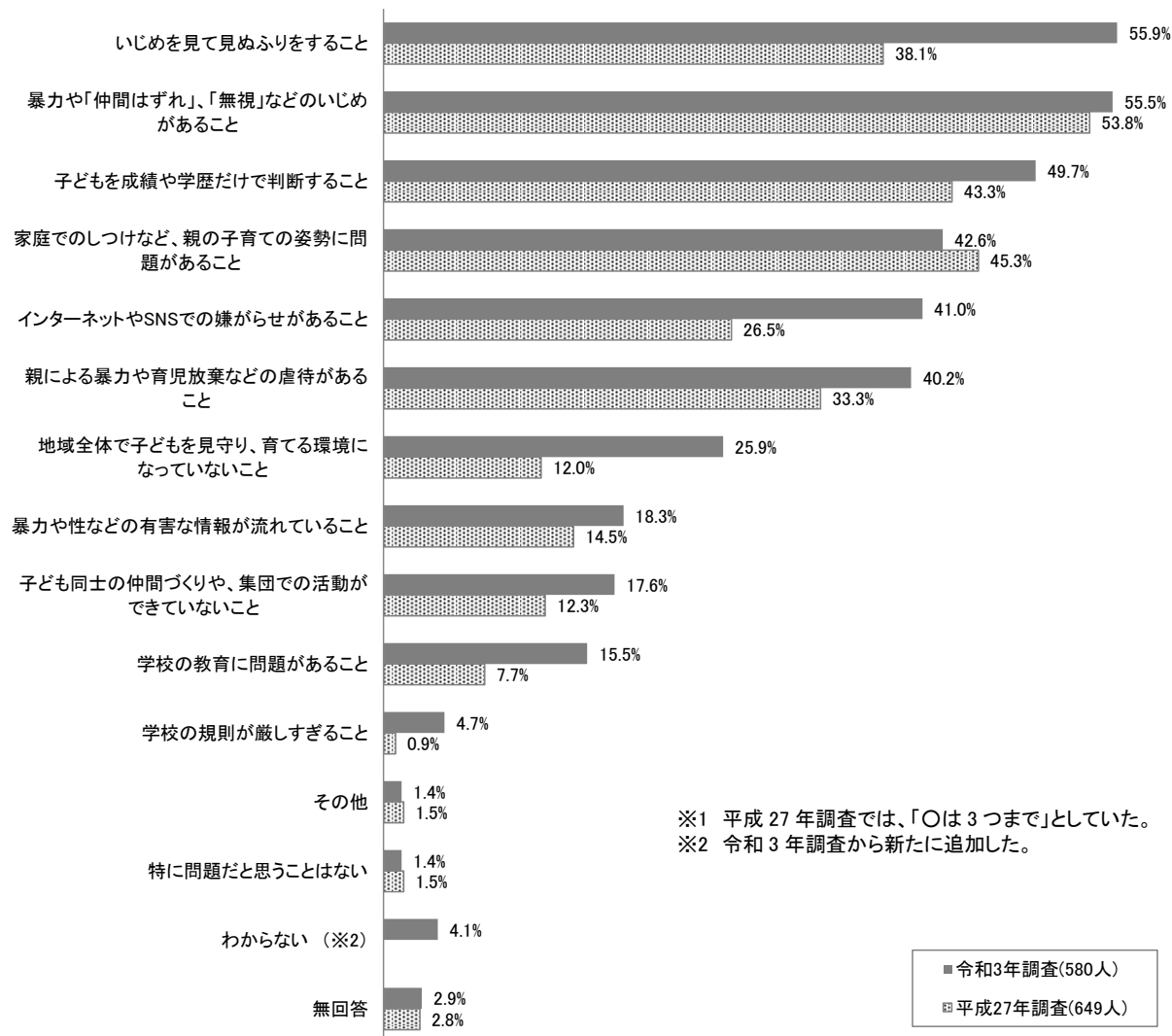
子どもや高齢者などの社会的弱者に対して、その保護や養育義務を果たさず放任すること。子どもに対するネグレクトには、具体的に以下のようなものがある。

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、①家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、②重大な病気になっても病院に連れて行かない、③乳幼児を家に残したまま度々外出する、④乳幼児を車の中に放置するなど。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。例えば、①適切な食事を与えない、②下着など長期間ひどく不潔なままにする、③極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。

- 子どもを遺棄する。
- 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 8 子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも) (※1)



【施策の方向性と取組】

①一人一人を大切にす教育の推進

「浜田市総合振興計画(第2次)」、「浜田市教育振興計画」に述べてあるように、人権感覚を育み、人を人として大切にす児童生徒の育成に取り組みます。このため、学校の人権・同和教育推進体制を充実し、模範となるべき教職員の資質の向上を図るため、教職員の人権・同和教育研修を繰り返す実施するとともに、児童生徒を対象とした人権集会等の充実を図ります。

②「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)などの理解促進

次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の啓発に努め、子どもの権利を大切にす取組を推進します。

③いじめ・不登校問題への取組

平成26年12月には「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ防止対策推進条例」を制定しました。この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向け、指導相談機能の充実を図ります。

④乳幼児や児童への虐待防止の取組

虐待が発生する背景には、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境の多様化などが複雑に絡み合っています。妊娠期から切れ目のない子育て支援に取り組み、リスクのある家庭の把握と虐待の早期発見に努めます。また、虐待を発見した場合には、児童相談所はじめ関係機関や地域と連携し、迅速かつ適切に対応します。

子育てを社会全体の問題として認識し、虐待への関心を高めるため早期発見と予防についての広報・啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。

児童福祉施設等に入所している子どもについても、家庭と同じような環境の中で育つよう、施設の職員に対する研修を支援し、連携に努めます。

⑤子どもの貧困対策への取組の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援や相談体制の充実を図ります。

⑥子どもの健全育成に向けての取組

子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるという家庭の果たす役割の再認識を促し、メディアとの接触時間を含めた基本的な生活習慣の定着や規範意識醸成に向け、啓発や学習機会の提供に努めます。

インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術が急速に普及し、インターネット上での有害な情報の拡散や犯罪被害が問題となっています。インターネット等の利用について、生活習慣、人権尊重、情報モラルの視点から正しい知識と態度が育つよう、学校や家庭における教育や啓発に取り組みます。

⑦相談体制の充実

児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動など生徒指導上の諸問題に対して、教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）による相談・支援体制の充実を図り、いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組を推進します。

心理的、環境的その他の要因によって不登校の状態にある児童生徒に対しては、教育支援センター「山びこ学級」において、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。

また、平成18(2006)年度から松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会が実施する「子どもの人権SOSミニレター」等の相談ツールや相談窓口の周知を図ります。

(4) 高齢者

〔現状と課題〕

我が国の高齢化は急速に進行し、令和2年国勢調査(令和2(2020)年10月1日現在)における65歳以上の高齢化率は28.6%となっています。

本市では、令和3(2021)年4月1日現在、高齢化率が37.3%となっており、地区によっては、60%を超えているところもあります。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、寝たきりや認知症による要介護認定者も増加しています。

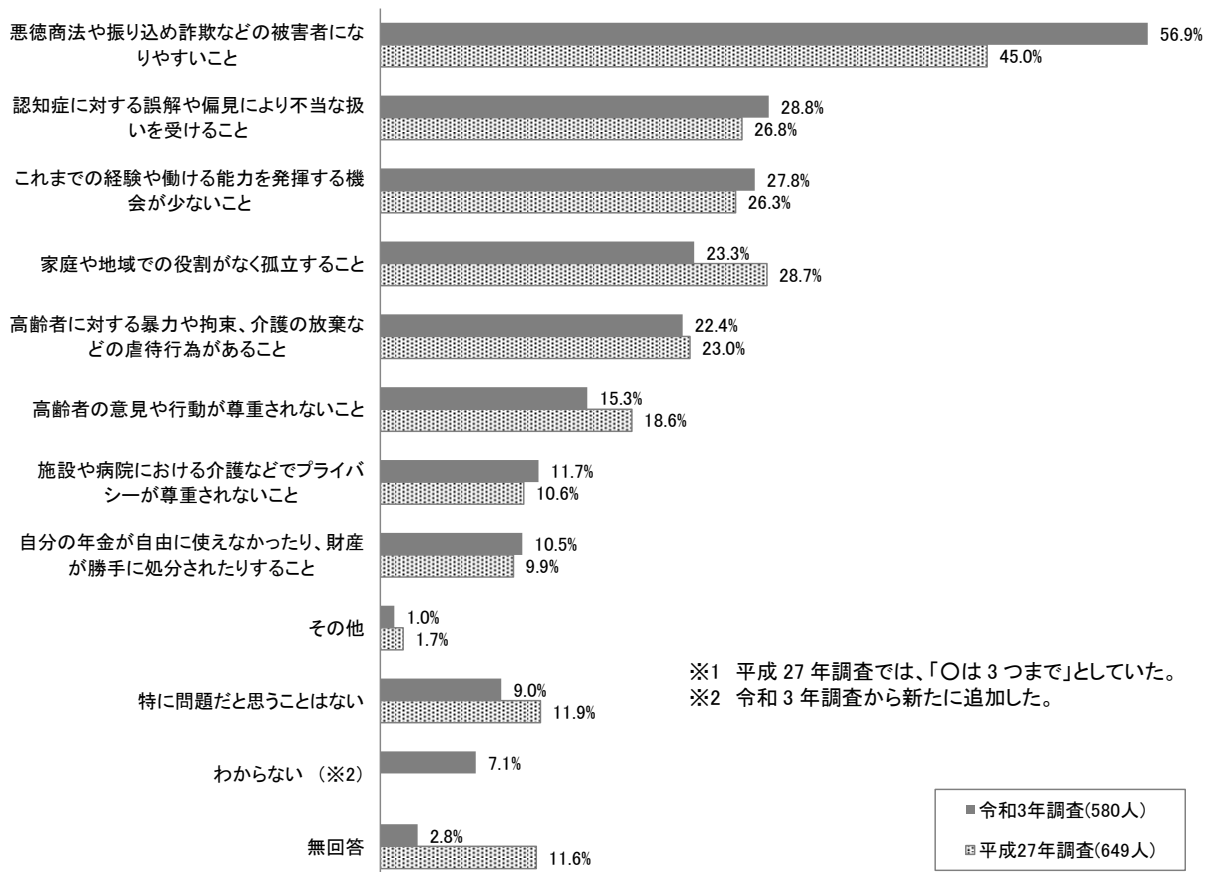
平成18(2006)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されましたが、高齢者に対する身体的・精神的虐待はあとを絶たず、このほかにも高齢者の人権に関する問題は、悪徳商法の被害者になりやすいこと、認知症高齢者に対する偏見、社会参加の機会の制限などがあげられます。

また、高齢者が孤立し、周囲から注目されることなく生活している実態が進行し、時には排除的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳にかかわる問題となっていくような場合もあります。

高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人一人が高齢者への理解を深めるとともに、互いに支え合う心を育てることが必要です。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問9 高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも) (※1)



〔施策の方向性と取組〕

①福祉教育、啓発活動の推進

一人一人が、健康でいきいきとした生活を送るためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、高齢者等に対する他者理解を深め、思いやりの心を育てる教育を推進します。

高齢者が多年にわたり社会の発展に寄与してきた人として、生涯現役で積極的に社会と関わり、生きがいを持って生活できる長寿社会について、市民の理解が深まるよう意識啓発に努めます。

②就労・生きがい対策の推進

高齢者が社会の重要な一員として、自らが持つ豊富な経験、技術、知識が社会活動や職場に生かされ、高齢者自身の生活の安定や生きがいが確立できるよう支援します。また、世代を越えた交流の促進を図るとともに、生きがいづくり・健康づくり・閉じこもり防止の場の提供に努めます。

③地域包括ケアの推進

高齢者が、介護が必要な状態となっても可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。

④認知症に対する理解と介護等施策の充実

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である「認知症サポーター」を増加させるための取組を行うとともに、市民講座等の開催や各種広報媒体の活用により正しい知識と理解の普及に努めます。

また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、早期発見・早期対応に重点を置き、専門性を強化した相談体制の充実と、本人・家族の支援に結びつく医療と介護の連携強化を図ります。

⑤権利擁護の推進

全国的に増加傾向にある高齢者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）に対し、虐待防止に関する研修の実施やケア会議等により事例の検討・検証を行い、「虐待の芽を摘む」体制の強化を図ります。

さらに、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。

(5) 障がいのある人

〔現状と課題〕

平成 18(2006)年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約) *は、21 世紀で最初につくられた人権条約であり、我が国は平成 26(2014)年に批准しました。

国においては、この条約の理念を踏まえ、平成 23(2011)年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、障がいを理由とする差別禁止の理念が法律に明記されました。

その他、平成 23(2011)年の「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)の制定、平成 24(2012)年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の制定、平成 25(2013)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の制定や「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の改正など、障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進みました。平成 28(2016)年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする不当な差別な解消と障がいのある人への合理的配慮*などが求められています。

障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいについての知識や理解不足等が挙げられます。障がいのある人を取り巻く環境には様々な問題があることを理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指し実践することがなにより重要です。

* 障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)

平成 18(2006)年の第 61 回国連総会で採択され、日本は平成 26(2014)年に批准した。この条約は、すべての障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや合理的配慮が提供されることを確保するための措置(第 5 条)などを定めている。前文と 50 条からなる本文で構成され、条約の全文(和訳)は巻末資料のとおり。

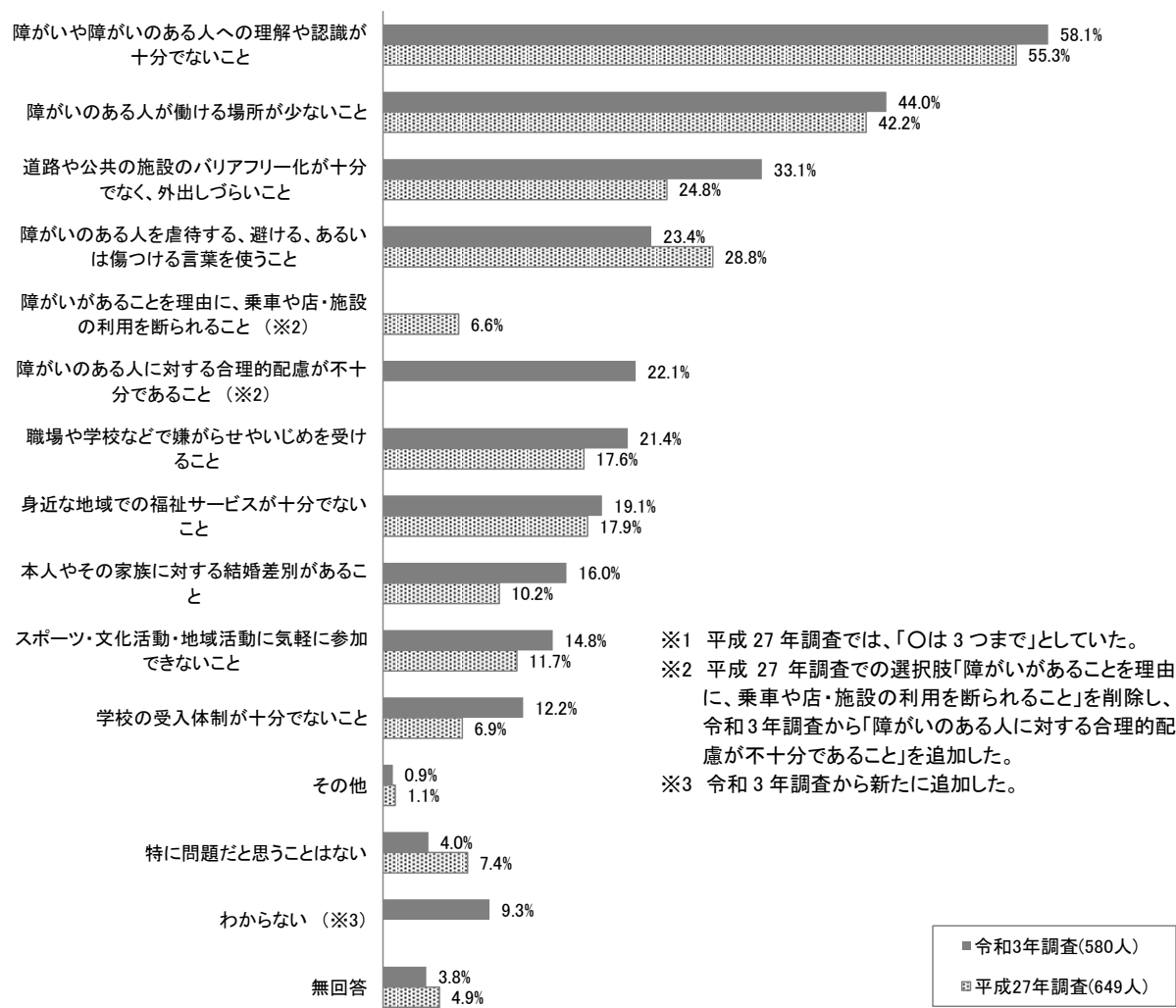
* 合理的配慮

障がいのある人とない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は差別に当たる。ただし、その実施に過重な負担がかかる場合には、合理的配慮を行わなくても差別にはならない。(知的障がい等により、本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできる。)

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 10 障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(○はいくつでも) (※1)



〔施策の方向性と取組〕

①障がいに対する理解と差別解消の促進

誰もが心のバリア（障壁）を取り除き、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深め、不当な差別の解消に向けた教育や啓発に取り組みます。また、“やさしくて温かい”共に生きる社会づくりを目指すため、「あいサポート運動」*や福祉教育等を浜田市社会福祉協議会と連携して推進します。

②人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進

平成30(2018)年7月に施行した「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で、安全かつ快適に生活を送る上で妨げとなっている様々な障壁（心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリア等）のバリアフリー化（障壁の除去）や、全ての人に配慮したユニバーサルデザイン*によるまちづくりを推進します。

また、障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの提供や相談体制の充実を図ります。

③障がい者の社会参加と就労支援の取組

障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援事業や社会参加促進事業により、外出支援策の充実やスポーツ・文化・芸術活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人の雇用を促進するため、企業に対する各種支援制度の周知・啓発と、障がい福祉サービスによる就労支援や相談・助言体制の充実を図るなど、障がい者雇用の機会の拡大に努めます。

④権利擁護の推進

障がいを理由とした差別や障がい者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）を受けることなく、安心して地域で暮らせるように、成年後見制度や、浜田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の普及と利用促進を図ります。

* あいサポート運動

地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになることを目的としており、様々な種別の障がいを知ることからはじめ、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解した上で、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動のこと。

* ユニバーサルデザイン

「普遍的な」、「全体の」、という言葉が示しているように、すべての人が等しく尊重される社会を目指し、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用可能なように、最初から「まち」、「もの」、「サービス」、「制度」などを設計（デザイン）すること。

(6) 外国人

〔現状と課題〕

令和3(2021)年4月1日現在、本市の人口52,145人のうち、外国人の数は643人で、市全体のおよそ100人に1人が外国人の方です。このため、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。本市が令和3(2021)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いか」という設問に対し、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」と回答した方が44.0%あり、次いで「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」と回答した方が41.2%あったことからしても、言語、習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進や、在住外国人への支援が課題となっています。

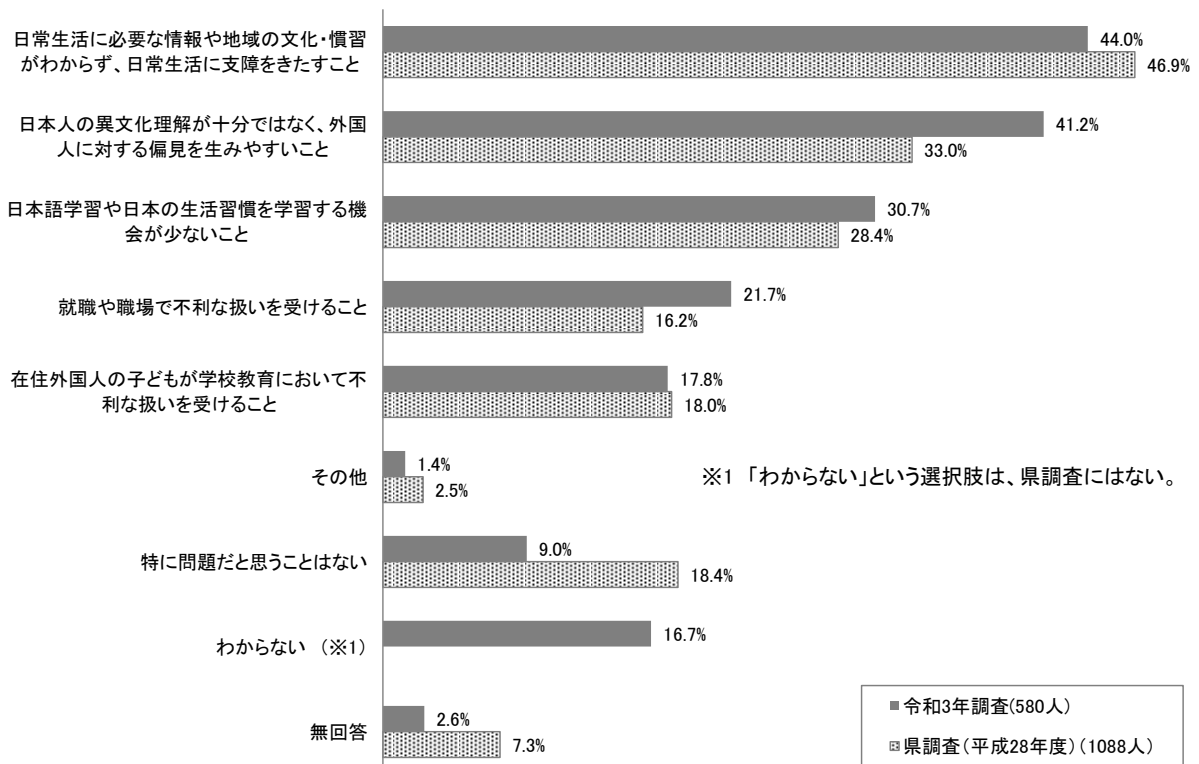
また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチ*（差別をあおる憎悪表現）であるとして社会問題になっています。こうした中、ヘイトスピーチの抑止・解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成28(2016)年6月に施行されました。

*ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。

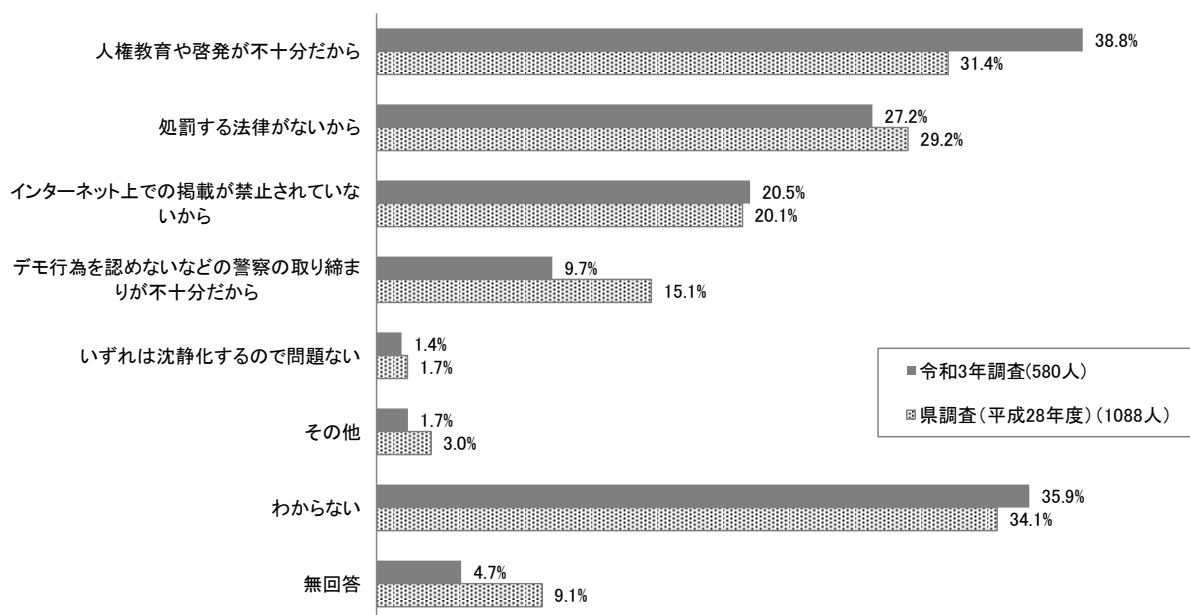
(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問17 外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)



(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 24 ヘイトスピーチがなくなるには、何が問題だと思いますか。(〇はいくつでも)



〔施策の方向性と取組〕

①差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進

外国人への理解不足が生み出す差別意識を解消するため、市内に在住する外国人と地域住民がふれあい、お互いの国や人、考え方や価値観の違いを認め合い、理解を一層深める草の根の国際交流が大切です。地域に居住する同じ住民として心の中の国境をとり払い、外国人の人権に配慮した行動ができるよう、地域の内外において多様な文化や人々が共存していける多文化共生社会の実現に向けて「共に生きる」社会の構築を進めていきます。

②外国人との交流の促進と国際協力の精神を培う教育の推進

外国の文化や習慣等の正しい理解を深めるとともに、国際交流・協力団体等と連携しながら、国際親善、国際協力の精神を培う教育を推進します。

③学校における国際理解教育の推進と外国籍児童生徒への支援

国際化の進展に伴い、各教科等の学習を通して、他国の文化・価値観の尊重や共生にむけた相互理解への取組を推進します。また、小中学校に在籍する外国籍児童生徒への日本語指導はもちろん学校生活を送る上での不安解消のためメンタル面のサポートも行います。

(7) 患者や感染者等

〔現状と課題〕

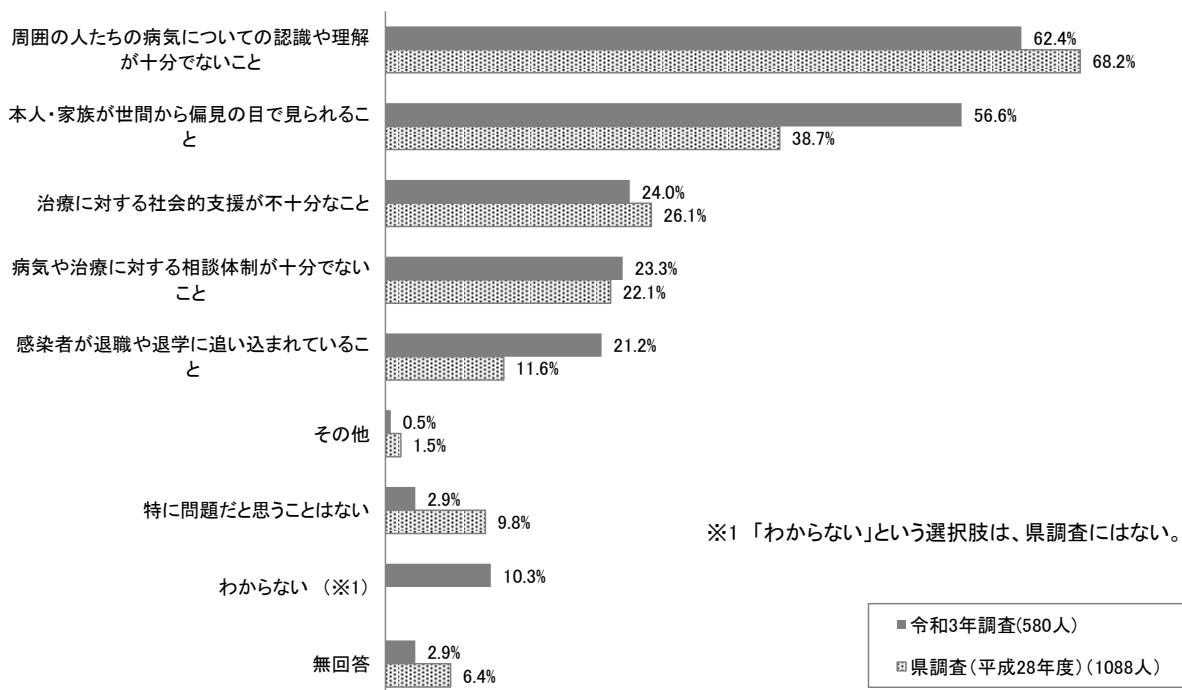
HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者・エイズ患者やハンセン病患者・回復者及びその家族に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否のほか、採用拒否や職場解雇、入学（入園）や登校（登園）の拒否、アパートへの入居拒否や立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権侵害となって現れています。

また、令和2(2020)年1月に我が国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス（COVID-19）についても、他の感染症と同様に様々な場面で人権上の問題が生じています。感染者だけでなく、患者と接する医療関係者等にも偏見の目が向けられるという問題も生じています。

本市が令和3(2021)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「患者及び感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」と回答した方が62.4%あり、次いで「本人・家族が世間から偏見の目で見られること」と回答した方が56.6%あったことからしても、正しい知識の普及・啓発が課題となっています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

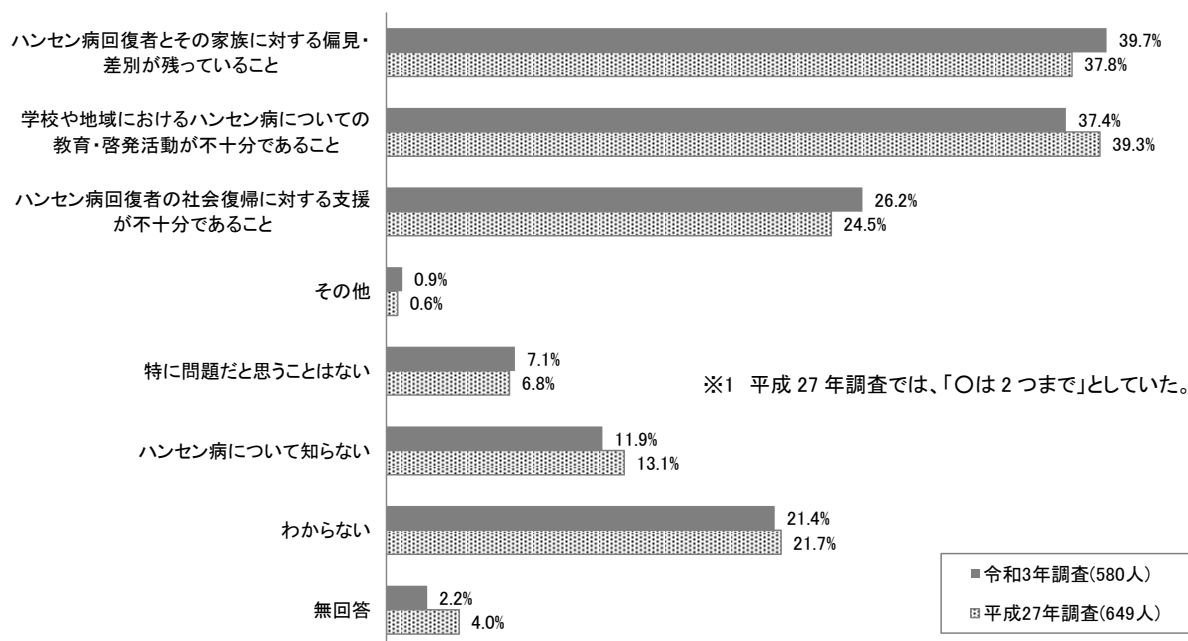
問 18 HIV（エイズの原因ウイルス）感染者、肝炎ウイルス感染者、新型コロナウイルス感染者などの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（〇はいくつでも）



(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 19 ハンセン病回復者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。

(○はいくつでも) (※1)



【施策の方向性と取組】

①教育・啓発活動の推進

感染症等に対する正しい知識の普及と差別意識解消に向けた教育・啓発活動に努めます。

(8) 犯罪被害者とその家族

〔現状と課題〕

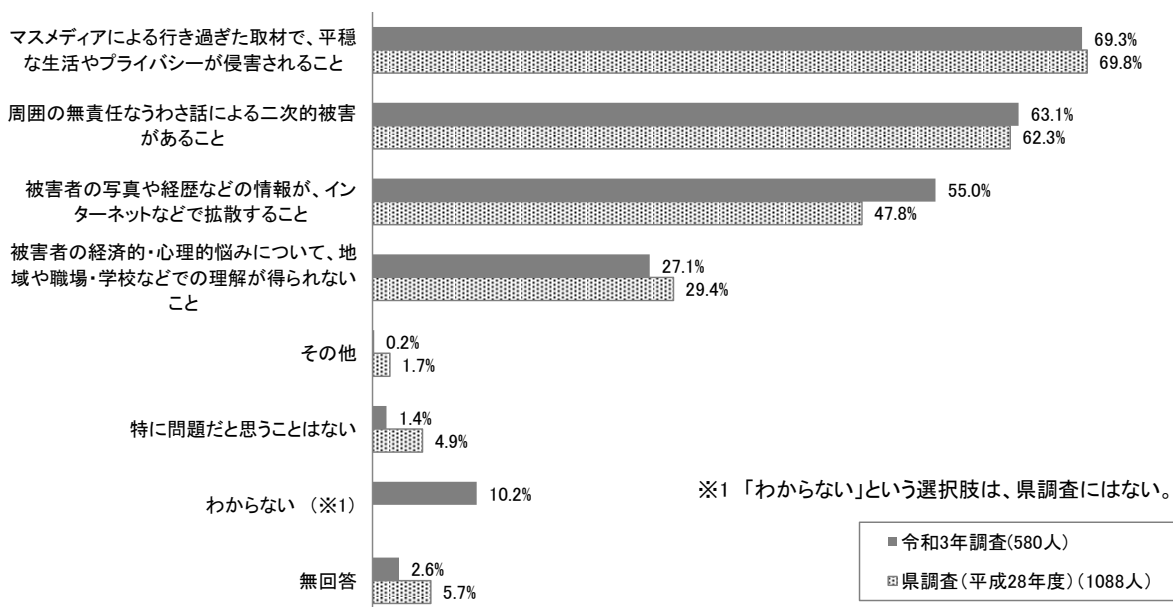
犯罪被害者とその家族は、犯罪の直接的な被害にとどまらず、精神的・経済的にも大きな影響を受ける場合が多いほか、一部のマスメディアや周囲の人々による無責任な言動による二次的被害で苦しめられることも少なくありません。私たち誰もが犯罪被害者になる可能性があり、ひとたび被害にあうと平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。

平成17(2005)年4月には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問20 犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いませんか。

(○はいくつでも)



〔施策の方向性と取組〕

①犯罪被害者等の心情に配慮した対応と支援活動の推進

犯罪被害者等が置かれている状況に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるための啓発と、公益財団法人島根県サポートセンターなど犯罪被害者等に対する相談・支援機関の周知に努めます。

(9) 刑を終えて出所した人等

〔現状と課題〕

刑を終えて出所した人等やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても根強い偏見や差別意識があり、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、社会復帰を目指す人たちにとって困難な状況にあります。

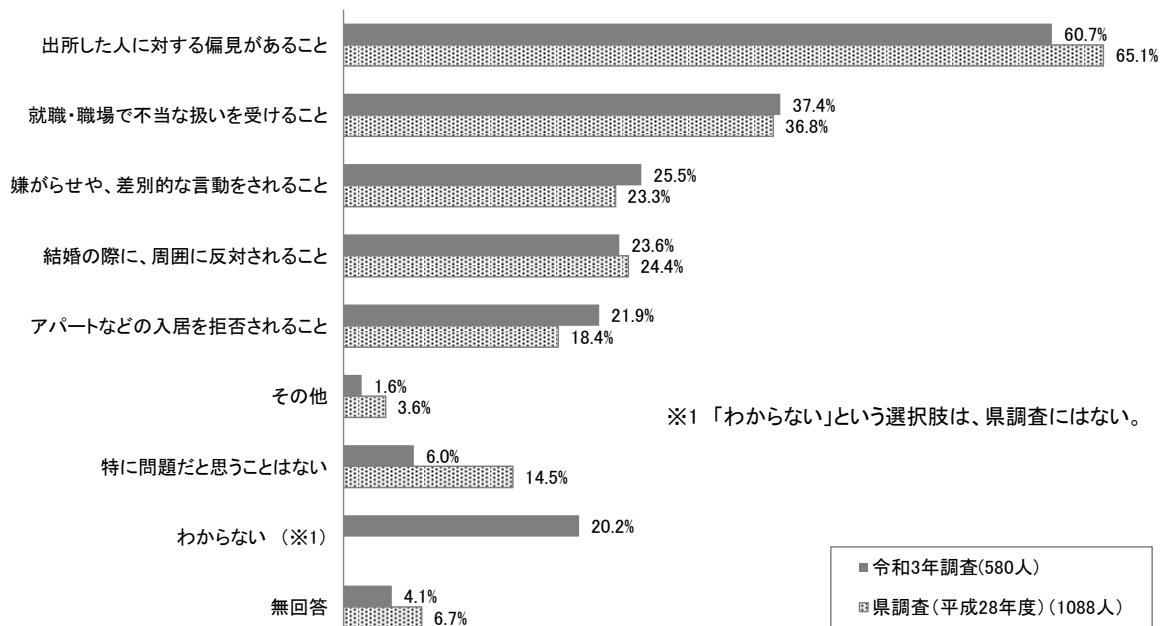
刑を終えて出所した人等が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

平成 28(2016)年 12 月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等の再犯の防止と社会復帰に関する施策を講じることが定められました。新たな犯罪被害の防止とともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の円滑な社会復帰を支援するため、本市では令和 3(2021)年度に「浜田市再犯防止推進計画」を策定することとしています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 21 刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いませんか。

(○はいくつでも)



〔施策の方向性と取組〕

①啓発活動の推進

刑を終えて出所した人等やその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関等と連携・協力して啓発活動を推進します。

②「島根あさひ社会復帰促進センター」設置の理念を生かす取組

平成 20(2008)年 10 月、「国民に理解され支えられる刑務所」として、「官民協働の運営」、「地域との共生」、「人材の再生」を基本理念に掲げ、P F I 手法*による矯正施設「島根あさひ社会復帰促進センター」が開設されました。

受刑者の改善更生・社会復帰に向けた特徴的な取組として、地域との連携に基づいて行わ

れる文通プログラム、盲導犬パピープログラム、農林業における施設内外での作業など、地域の人材と資源を幅広く活用して行われています。これは、従来の職業訓練に代わって民間企業等が受刑者の職業訓練の実施に積極的に参画し、再犯防止・社会復帰に寄与しようというものです。企業等の就労支援をはじめ、更生保護制度、出所後の地域社会の温かい理解、受け入れ体制等の充実に努めます。

* P F I 手法（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）

従来は国や地方自治体が行っていた公共施設などの建設、維持管理、運営などにおいて、民間の資金、ノウハウを活用することでより効率的で質の高い公共サービスを提供するもの。

(10) インターネット等による人権侵害

〔現状と課題〕

高度情報化によるインターネットの発展とスマートフォンの普及は、私たちの生活に多くの利便性をもたらし、社会のあらゆる場面で欠かせないものとなっています。しかし一方では、発信の匿名性の高さや情報発信の容易さから、人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現や有害な情報が氾濫し、人権に関わる大きな問題が増えています。

本市が令和3(2021)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「現在どんな人権課題に関心を持っているか」という設問では、「インターネットやSNSなどによる人権侵害」と回答した方が43.8%と最も多く、また、「インターネットやSNSによる人権侵害について、どのようなことが問題だと思うか」という設問で最も多かった回答は、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」の78.6%でした。

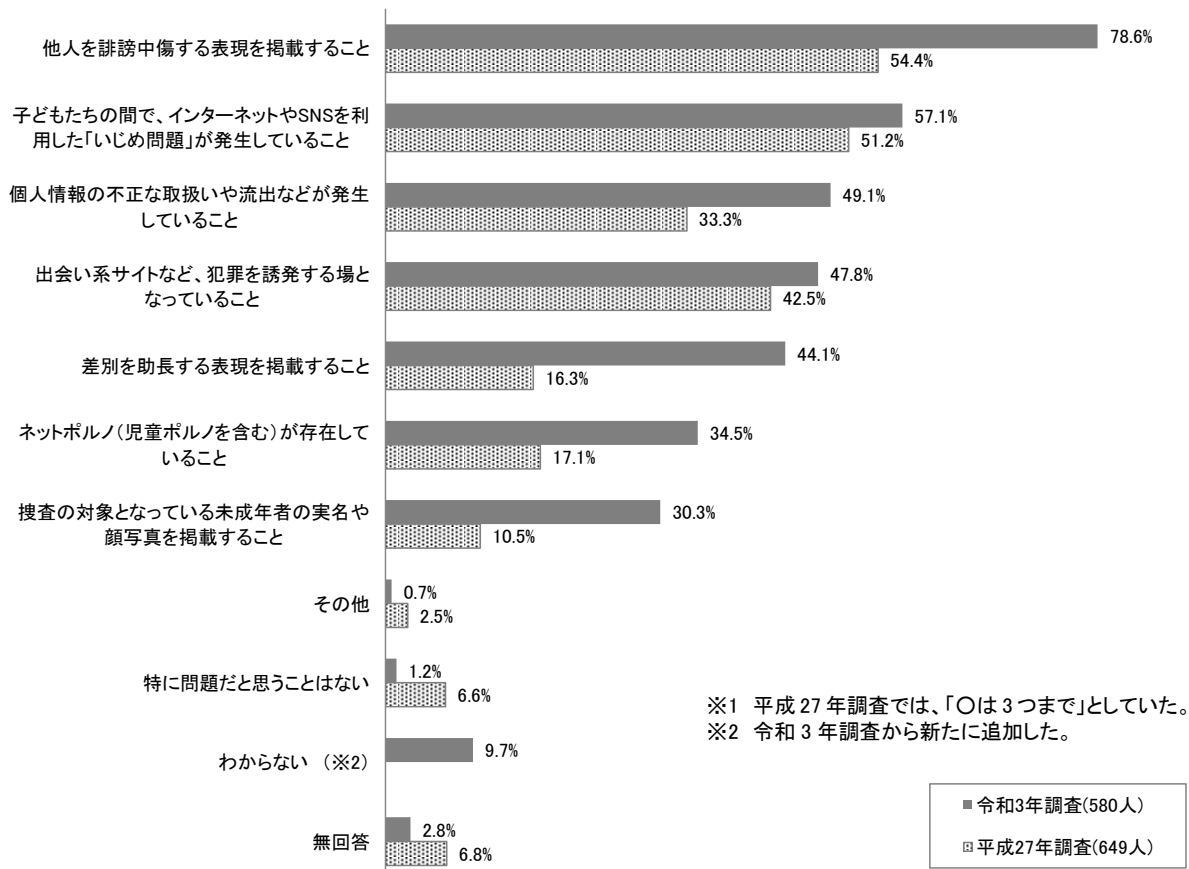
平成13(2001)年には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が制定され、インターネット上で人権侵害が発生した場合にプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利が定められました。

インターネットの正しい利用の仕方やマナーを身につけ、インターネット上で不適切な書き込みを見つけたときや被害にあったときの対処方法等の理解と普及が求められています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問22 インターネットやSNSによる人権侵害について、どのようなことが問題だと思いますか。

(○はいくつでも) (※1)



〔施策の方向性と取組〕

①情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止

インターネット利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進するとともに、定期的なモニタリングの実施による人権侵害の早期発見と法務局など関係機関との連携による削除依頼など、被害の拡大防止に努めます。

②情報モラルの教育の充実

インターネットを利用した情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなど、年齢に応じた教育を行い、インターネットとの正しい関わり方や氾濫する情報の中から正しい情報を活用できる能力の育成・向上に努めます。

(11) 性の多様性（性的指向、性自認等）

〔現状と課題〕

私たちはこれまで、性は「男性」と「女性」だけであり、異性を好きになることが当たり前と認識されていましたが、近年では性の多様性に対する理解も進みつつあり、LGBTやLGBTs、LGBTQ+という言葉を目にする機会も増えました。

また、多様な性の構成要素を表す言葉として、「性的指向」(Sexual Orientation)と「性自認」(Gender Identity)の英語の頭文字をとって「SOGI」(ソジ又はソギ)という言葉が使われるようになってきました。

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向いているかを示す概念です。性の指向は人によって一様ではなく、恋愛・性愛の対象が異性でなく、同性や両性を対象とする人もいます。

また、「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」と呼ばれることもあります。生物学的な性（身体の性）と性自認（自分で認識している「心の性」）が一致している人もいれば、違和感を持っている人もいます。

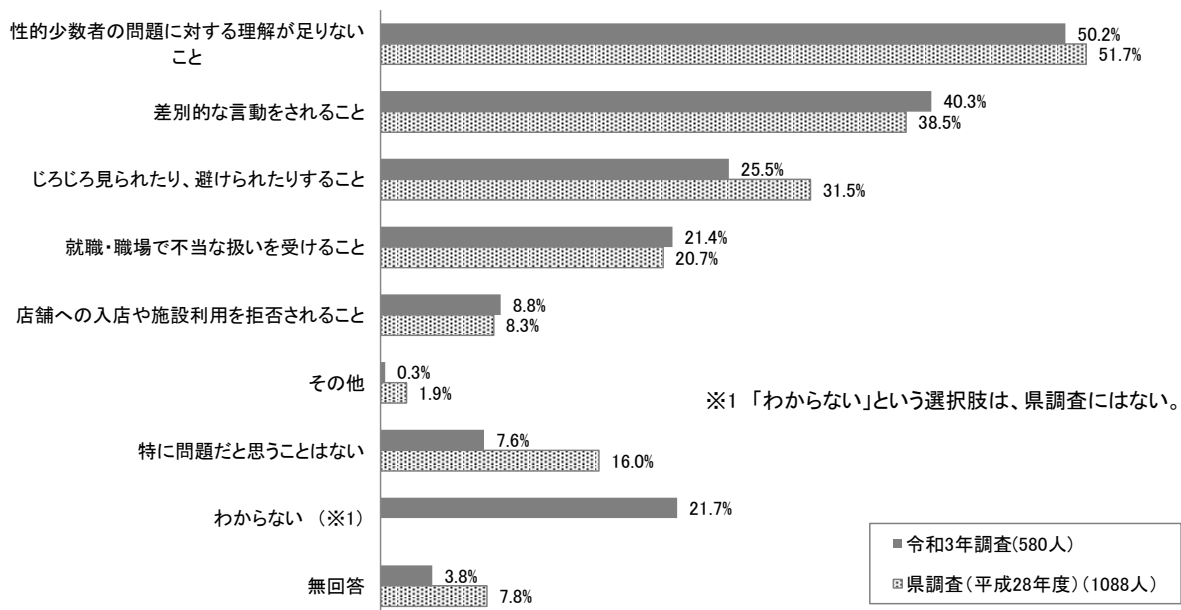
平成15(2003)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害者特例法)が制定され、一定の基準のもとに性別の変更も認められるようになりましたが、未成年の子がいないことや性別適合手術を終えていることなどの要件を満たす必要があり、当事者が望む性に変更することは容易でない状況にあります。

また、一部の自治体では、同性パートナーシップの関係にあることを証明するなどの動きも広がりつつあります。

多様な性的指向や性自認がある中で、LGBT等の当事者など性的少数者（性的マイノリティ）に対しては、周囲の理解の不足や偏見のため、日常生活の様々な場面において不利益や差別を受けている状況にあることから、性の多様性について正しい理解を深める教育と啓発が求められています。

（資料） ■人権問題に関する市民意識調査

問23 性的少数者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（〇はいくつでも）



〔施策の方向性と取組〕

①市民に対する取組

LGBT等に対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを認識し、性の多様性について理解を深めるため、啓発資料等の配布、講演会や研修等の実施に努めます。

②学校における取組

性の多様性について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるなど、組織的な支援に取り組みます。

(12) 様々な人権課題

①アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降の同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など、伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

これに対し、平成9(1997)年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が施行されました。その後、令和元(2019)年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)では、アイヌの人々を「先住民族」と明記するとともに、国の責務等が明確化されました。(「アイヌ施策推進法」の施行に伴い、「アイヌ文化振興法」は廃止。)

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

②北朝鮮当局による拉致問題等

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成23(2011)年4月1日の閣議決定をもって一部変更され、各人権課題に対する取組の中に、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

このことから、北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるということを再認識しなければなりません。

住民の間に広く拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めるため、各種の広報などにより、啓発活動に努めます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。

③プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。

しかし、情報通信社会の進展に伴い、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供されるようになり、個人情報の取扱いや管理、プライバシーの侵害に対する不安が高まっています。

市の保有する個人情報については、浜田市個人情報保護条例に従い、個人の権利・利益の保護を図ります。また、市民や事業者に対しては、個人情報の適正な管理や取扱いについて啓発に努めます。

④迷信等

本市が令和3(2021)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、風習や慣習についての考えを問う設問について、「結婚式は『仏滅』の日を避けること」又は「葬式は『友引』の日を避けること」について、「当然のことと思う」又は「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」と回答した方がいずれも過半数を超えており、依然として迷信等に強く捉われていることが伺えます。

「六曜」は、古代中国で使われた占いが日本的に変えられ、江戸時代末期頃から「日の吉凶」を表す迷信になったと言われています。このしくみは非常に単純なもので、先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口という順番を、機械的に配列しただけのもので、全く根拠のない迷信にすぎません。

合理的理由や科学的根拠がなく、世間体を気にする価値判断は、「みんながそうしてきたから」という理由で行う身元調査などの差別行為と心理的につながっており、同和問題の解決の妨げにもなっています。

「六曜」をはじめとする根拠のない迷信等に同調し偏見や差別を助長することがないように啓発に努めます。

⑤災害に伴う人権

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、多くの人々が避難生活を余儀なくされ、避難所におけるプライバシーが守られないことや、高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人など支援を必要とする人々に十分な配慮がなされないことなどの問題がありました。

また、福島第一原子力発電所事故により、被災地からの避難者に対する根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが大きな問題となりました。

大規模地震のほか、毎年のように発生する大型台風や集中豪雨等による自然災害時において、人権に配慮した被災者支援や避難所運営に努めます。

⑥自死遺族

自死はその多くが追い込まれた末の死であるにもかかわらず、自死した人やその遺族に対する根強い偏見や差別意識があり、遺族の心情に配慮のない言動により自死遺族が二次被害に苦しめられることも少なくありません。

平成18(2006)年6月には「自殺対策基本法」が施行され、自死遺族へ適切な支援を行うために必要な施策を講ずることが定められ、本市では平成31(2019)年3月に「浜田市自死対策総合計画」を策定しました。自死遺族やグリーフケア等の自助グループへの支援や自死遺族の心情への配慮と相手の立場に立った対応ができるよう周知啓発に努めます。

また、遺族の心情に寄り添った言葉として、本市では「自殺」を「自死」と言い換えて使用しています。

⑦その他の人権問題

その他この計画に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

第三章 施策の推進

1 推進体制

この計画に基づいて、市政全般にわたり人権尊重の視点で施策が遂行されるよう、人権同和教育啓発センターを中心に、関係部課と緊密な連携を図りながら全庁体制で取組を進めます。

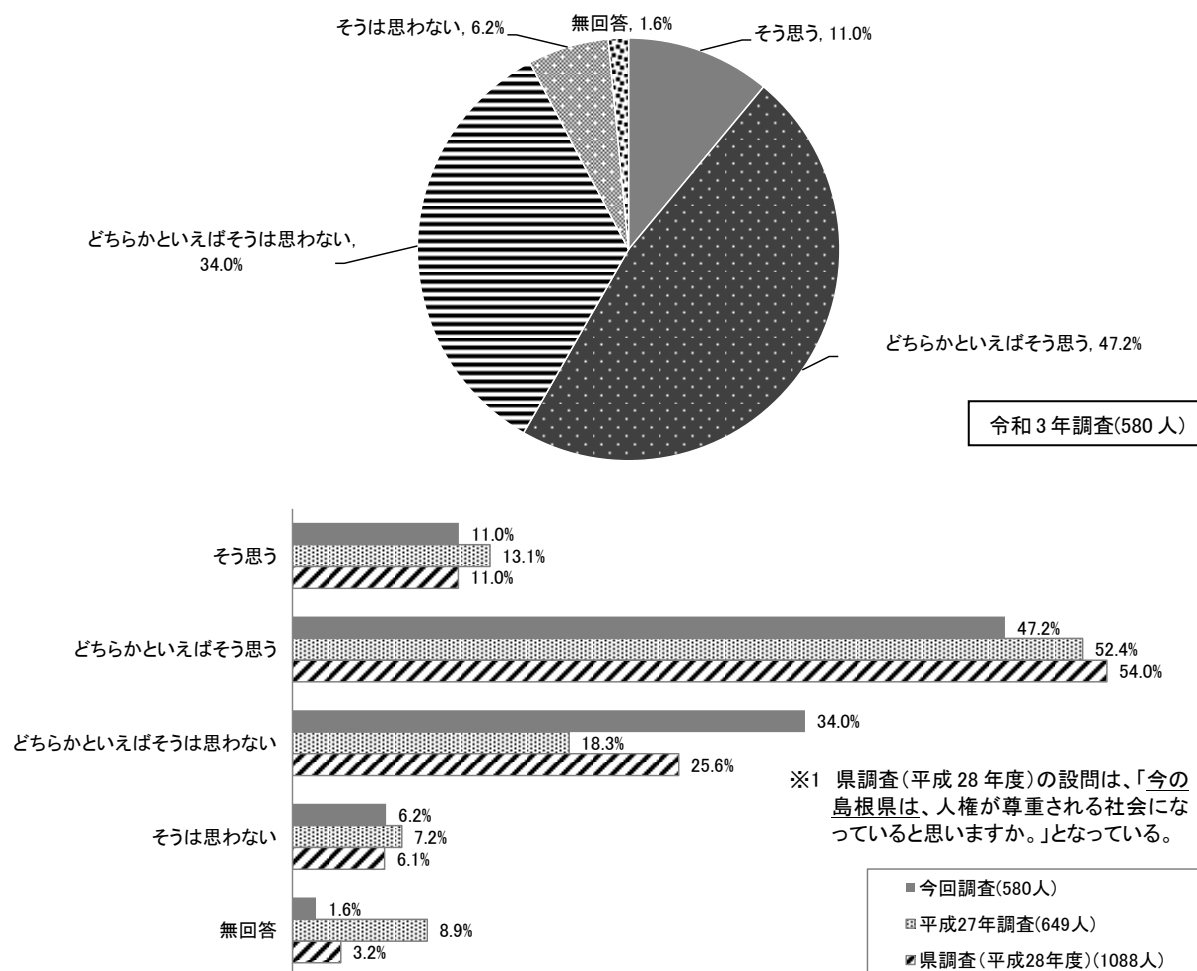
また、関係機関や市民団体等で構成する「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」及び「各地域人権・同和教育推進協議会」とも連携しながら、実行性のある人権教育・啓発を推進します。

2 推進状況の調査・検討等

この計画の実行性を高めるため、各分野の取組状況について調査・検討を行うとともに、計画の見直しを行う際には「意識調査」を実施し、進捗状況や成果の把握に努めます。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問1 今の社会は人権が尊重されていると思いますか。(〇は一つ) (※1)



資 料

世界人権宣言	38
日本国憲法（抄）	41
児童の権利に関する条約	43
障害者の権利に関する条約	54
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	70
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	71
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	76
部落差別の解消の推進に関する法律	78
浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例	79
持続可能な開発目標 SDG s（エス・ディー・ジーズ）	82
浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会設置要綱	83
浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会委員名簿	84
浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）策定経過	85

「世界人権宣言」

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再認識し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律にしたがって有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

「日本国憲法（抄）」

昭和 21 (1946) 年 11 月 3 日公布

昭和 22 (1947) 年 05 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協

力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第十章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

「児童の権利に関する条約」

1989年11月20日
第44回国際連合総会採択

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかけがえのない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が

児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣（し）意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道德面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第 29 条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第 13 条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を發展させることを奨励する。

第 18 条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の發展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第 19 条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1 の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに 1 に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第 20 条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1 の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2 の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第 21 条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えて

いることを認定する。

- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。

- (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者との間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条

1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、

(a) 雇用が認められるための一又は二以上の最低年齢を定める。

(b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。

(c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国

は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾作的に使用すること。

第 35 条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第 36 条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第 37 条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18 歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣（し）意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されることがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥（はく）奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第 38 条

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第 39 条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第 40 条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。

- (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - (i i) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - (i i i) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
 - (i v) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
 - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
 - (v i) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
 - (v i i) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

- (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
- (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

第2部

第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第43条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗（ちよく）の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた18人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成

し、この条約の締約国に送付する。

- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第44条

- 1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定

の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。

(d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第3部

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第49条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第50条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第51条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第52条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第53条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第54条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

「障害者の権利に関する条約」

2006年12月13日
第61回国際連合総会採択

前文

この条約の締約国は、

- (a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、
- (c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発に関連する戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) さらに、障害者の多様性を認め、
- (j) 全ての障害者（より多くの支援を必要とする障害者を含む。）の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界の全ての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l) あらゆる国（特に開発途上国）における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、
- (n) 障害者にとって、個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、
- (o) 障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
- (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民として

ての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、

- (q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
- (r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
- (s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、
- (t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要なであることを認め、
- (u) 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、
- (v) 障害者が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康及び教育を享受しやすいようにし、並びに情報及び通信を利用しやすいようにすることが重要であることを認め、
- (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに国際人権章典において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、
- (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、
- (y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、

次のとおり協定した。

第1条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第2条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第3条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第4条 一般的義務

- 1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。
 - (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
 - (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。
 - (c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
 - (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
 - (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。
 - (f) 第2条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。
 - (g) 障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。
 - (h) 移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること。
 - (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。
- 2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代

表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

- 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。
- 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する。

第5条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第6条 障害のある女子

- 1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。
- 2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとる。

第7条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第8条 意識の向上

- 1 締約国は、次のことのための即時の、効果的かつ適当な措置をとることを約束する。
 - (a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
 - (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。
 - (c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。
- 2 このため、1の措置には、次のことを含む。
 - (a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
 - (i) 障害者の権利に対する理解を育てること。
 - (i i) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
 - (i i i) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。
 - (b) 教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の

権利を尊重する態度を育成すること。

(c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。

(d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第9条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。

(b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。

(c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。

(d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。

(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第10条 生命に対する権利

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

第11条 危険な状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法（国際人道法及び国際人権法を含む。）に基づく自国の義務に従い、危険な状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

第12条 法律の前にひとしく認められる権利

1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の

状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第13条 司法手続の利用の機会

- 1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。
- 2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立つため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

第14条 身体的自由及び安全

- 1 締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。
 - (a) 身体的自由及び安全についての権利を享有すること。
 - (b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと。
- 2 締約国は、障害者がいずれの手続を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること（合理的配慮の提供によるものを含む。）を確保する。

第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

- 1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。
- 2 締約国は、障害者が、他の者との平等を基礎として、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

- 1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。
- 2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。
- 3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。
- 4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。
- 5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

第17条 個人をそのままの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する。

第18条 移動の自由及び国籍についての権利

- 1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。
 - (a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
 - (b) 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続（例えば、出入国の手続）を利用することを、障害に基づいて奪われないこと。
 - (c) いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができること。
 - (d) 自国に戻る権利を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
- 2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によって養育される権利を有する。

第19条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第20条 個人の移動を容易にすること

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。
- (b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること（これらを負担しやすい費用で利用可能なものとするを含む。）。
- (c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。
- (d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業体に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第2条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供しよう要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第22条 プライバシーの尊重

- 1 いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかんを問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する。

第23条 家庭及び家族の尊重

- 1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。
 - (a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。
 - (b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。
 - (c) 障害者（児童を含む。）が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。
- 2 締約国は、子の後見、養子縁組又はこれらに類する制度が国内法令に存在する場合には、それらの制度に係る障害者の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子の最善の利益は至上である。締約国は、障害者が子の養育についての責任を遂行するに当たり、当該障害者に対して適当な援助を与える。
- 3 締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。
- 4 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、児童は、自己の障害又は父母の一方若しくは双方の障害に基づいて父母から分離されない。
- 5 締約国は、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、一層広い範囲の家族の中で代替的な監護を提供し、及びこれが不可能なときは、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するようあらゆる努力を払う。

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾（ろう）社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾（ろう）者又は盲聾（ろう）者（特に盲人、聾（ろう）者又は盲聾（ろう）者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第25条 健康

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

- (a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。）を提供すること。
- (b) 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス（早期発見及び適当な場合には早期関与並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。）を提供すること。
- (c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて提供すること。
- (d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療（例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するよう要請すること。
- (e) 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。

(f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。

第26条 ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション

1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置（障害者相互による支援を通じたものを含む。）をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。

(a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。

(b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。

2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。

3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

第27条 労働及び雇用

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

(a) あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。

(b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。

(c) 障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。

(d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。

(e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。

(f) 自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。

(g) 公的部門において障害者を雇用すること。

(h) 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。

(i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。

(j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。

(k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。

2 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれぬこと及び他の者との平等を基礎として強制労働から保護されることを確保する。

第28条 相当な生活水準及び社会的な保障

- 1 締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。
- 2 締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。
 - (a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。
 - (b) 障害者（特に、障害のある女子及び高齢者）が社会的な保障及び貧困削減に関する計画を利用する機会を有すること。
 - (c) 貧困の状況において生活している障害者及びその家族が障害に関連する費用についての国の援助（適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び介護者の休息のための一時的な介護を含む。）を利用する機会を有すること。
 - (d) 障害者が公営住宅計画を利用する機会を有すること。
 - (e) 障害者が退職に伴う給付及び計画を利用する均等な機会を有すること。

第29条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
 - (i) 投票の手續、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。
 - (i i) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。
 - (i i i) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。
- (b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。
 - (i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。
 - (i i) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。
 - (a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。
 - (b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。
 - (c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

- 2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。
- 3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾（ろう）文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。
- 5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
 - (b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
 - (c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。
 - (d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。
 - (e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

第31条 統計及び資料の収集

- 1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。
 - (a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。
 - (b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。
- 2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立つために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。
- 3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

第32条 国際協力

- 1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。
 - (a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。
 - (b) 能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。）を容易にし、及び支援すること。
 - (c) 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。
 - (d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助（利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。）を提供すること。

と。

- 2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第33条 国内における実施及び監視

- 1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う1又は2以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。
- 2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、1又は2以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。
- 3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

第34条 障害者の権利に関する委員会

- 1 障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、以下に定める任務を遂行する。
- 2 委員会は、この条約の効力発生の時は12人の専門家で構成する。効力発生の時の締約国に加え更に60の国がこの条約を批准し、又はこれに加入した後は、委員会の委員の数を6人増加させ、上限である18人とする。
- 3 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名するに当たり、第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 4 委員会の委員については、締約国が、委員の配分が地理的に衡平に行われること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、男女が衡平に代表されること並びに障害のある専門家が参加することを考慮に入れて選出する。
- 5 委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により当該締約国の国民の中から指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。締約国会議の会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 7 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、1回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち6人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの6人の委員は、最初の選挙の後直ちに、5に規定する会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 8 委員会の6人の追加的な委員の選挙は、この条の関連規定に従って定期選挙の際に行われる。
- 9 委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由のためにその職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、残余の期間その職務を遂行する他の専門家であって、資格を有し、かつ、この条の関連規定に定める条件を満たすものを任命する。
- 10 委員会は、その手続規則を定める。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。
- 12 この条約に基づいて設置される委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 13 委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を遂行する専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第35条 締約国による報告

- 1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後2年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。
- 2 その後、締約国は、少なくとも4年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する。
- 3 委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する。
- 4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締約国は、委員会に対する報告を作成するに当たり、公開され、かつ、透明性のある過程において作成することを検討し、及び第4条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。

第36条 報告の検討

- 1 委員会は、各報告を検討する。委員会は、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び一般的な性格を有する勧告を関係締約国に送付する。当該関係締約国は、委員会に対し、自国が選択する情報を提供することにより回答することができる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を当該関係締約国に要請することができる。
- 2 いずれかの締約国による報告の提出が著しく遅延している場合には、委員会は、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報を基礎として当該締約国におけるこの条約の実施状況を審査することが必要であることについて当該締約国に通報（当該通報には、関連する報告が当該通報の後3箇月以内に行われなければならない場合には審査する旨を含む。）を行うことができる。委員会は、当該締約国がその審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連する報告を提出することにより回答する場合には、1の規定を適用する。
- 3 国際連合事務総長は、1の報告を全ての締約国が利用することができるようにする。
- 4 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用することができるようにし、これらの報告に関連する提案及び一般的な性格を有する勧告を利用する機会を得やすくする。
- 5 委員会は、適当と認める場合には、締約国からの報告に記載されている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画その他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第37条 締約国と委員会との間の協力

- 1 各締約国は、委員会と協力するものとし、委員の任務の遂行を支援する。
- 2 委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための当該締約国の能力を向上させる方法及び手段（国際協力を通じたものを含む。）に十分な考慮を払う。

第38条 委員会と他の機関との関係

この条約の効果的な実施を促進し、及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、それぞれの報告に係る指針、提案及び一般的な性格を有する勧告の整合性を確保し、並びにその任務の遂行における重複を避けるため、適当な場合には、人権に関する国際条約によって設置された他の関連する組織と協議する。

第39条 委員会の報告

委員会は、その活動につき2年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、また、締約

国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

第40条 締約国会議

- 1 締約国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締約国会議を開催する。
- 2 締約国会議は、この条約が効力を生じた後6箇月以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、2年ごとに又は締約国会議の決定に基づき同事務総長が招集する。

第41条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第42条 署名

この条約は、2007年3月30日から、ニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第43条 拘束されることについての同意

この条約は、署名国によって批准されなければならない。また、署名した地域的な統合のための機関によって正式確認されなければならない。この条約は、これに署名していない国及び地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第44条 地域的な統合のための機関

- 1 「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関してその構成国から権限の委譲を受けたものをいう。地域的な統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認書又は加入書において宣言する。その後、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。
- 2 この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関について適用する。
- 3 次条1並びに第47条2及び3の規定の適用上、地域的な統合のための機関が寄託する文書は、これを数に加えてはならない。
- 4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を締約国会議において投ずる権利を行使することができる。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第45条 効力発生

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後にこれを批准し、若しくは正式確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、その批准書、正式確認書又は加入書の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

[平成26年1月外務省28号により、平成26・2・19から日本国について発効]

第46条 留保

- 1 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 2 留保は、いつでも撤回することができる。

第47条 改正

- 1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び決定のための締約国の会議の開催についての賛否を通報するよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主権の下に会議を招集する。会議において出席し、かつ、投票する締約国の3分の2以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長により、承認のために国際連合総会に送付され、その後受諾のために全ての締約国に送付される。
- 2 1の規定により採択され、かつ、承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国の3分の2以上

が受諾書を寄託した後 30 日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、その受諾書の寄託の後 30 日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。

- 3 締約国会議がコンセンサス方式によって決定する場合には、1 の規定により採択され、かつ、承認された改正であって、第 34 条及び第 38 条から第 40 条までの規定にのみ関連するものは、当該改正の採択の日における締約国の 3 分の 2 以上が受諾書を寄託した後 30 日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

第 48 条 廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

第 49 条 利用しやすい様式

この条約の本文は、利用しやすい様式で提供される。

第 50 条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

平成 12(2000)年法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 2 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 3 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法(平成 8 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

平成 25(2013)年法律第 65 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しな

なければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（主務大臣）

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。

この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [令和3年6月4日法律第56号]

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律」

平成 28 (2016) 年法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 基本的施策

(相談体制の整備)

第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

平成 28(2013)年法律第 109 号

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまち づくり条例」

平成 30(2018)年条例第 12 号

全ての市民は、かけがえのない個人として尊重されるものであり、市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、その人らしく豊かに生きる権利を有している。

しかしながら、障がいのある人は、周囲の理解不足、誤解、偏見等により不利益な取扱いを受け、また、障がいに対する配慮が十分ではないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じる状況に置かれることがある。

このような状況を踏まえ、私たちには、障がいのある人に対する様々な障壁を取り除き、いかなる不当な差別的取扱いも無くす取組が求められている。

ここに、私たちは、障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して生きることができるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、障がいを理解し、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすことに関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人も障がいのない人も共に安心して生きることができるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 合理的配慮 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、障がいのある人が障がいのない人（障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。）と同等の権利の行使又は利益の享受ができるようにするため、その実施が過重な負担とならない範囲で、障がいのある人の意向を尊重しながら行う、必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を怠ることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (6) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 不当な差別的取扱いのない共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられなければならない。

2 社会全体で相互理解の推進と合理的配慮に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが平等に参加できる社会を作らなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、不当な差別的取扱いを無くすための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 不当な差別的取扱いの禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がいのある人、その家族等に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(相互理解の推進)

第9条 市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いを無くすため、障がい及び障がいのある人について相互に理解を深めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

第3章 合理的配慮の推進の取組

(合理的配慮の推進の取組)

第10条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、合理的配慮をしなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を供用する場合
- (2) 意思疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
- (3) 労働者の募集、採用又は労働条件を決定する場合
- (4) 教育を行う場合
- (5) 保育を行う場合
- (6) 療育を行う場合
- (7) その他社会的障壁となって、障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合

2 事業者は、前項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めなければならない。

3 市民は、第1項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めるものとする。

(合理的配慮等の評価)

第11条 市は、この条例に基づく相互理解の推進及び合理的配慮の取組状況の評価を行わなければならない。

2 市長は、共生社会の実現に向け、障がい及び障がいのある人に対する理解を広げ、不当な差別的取扱いを無くすため市民の模範となる行為をしたと認める者を表彰することができる。

第4章 差別等事案を解決するための仕組み

(相談)

第12条 障がいのある人、その家族その他関係者は、市に対し、不当な差別的取扱いに該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）について、相談をすることができる。

2 市は、前項の相談があった場合は、必要に応じ、当該差別等事案に係る次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 事実の確認及び調査
- (2) 必要な助言及び情報提供
- (3) 関係者間の調整

(あっせんの申立て)

第13条 障がいのある人は、差別等事案がある場合は、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障がいのある人の家族その他関係者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、障がいのある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(調査)

第14条 市長は、前条の規定による申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について調査を行うものとする。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(あつせん)

第15条 市長は、第13条の規定による申立てがあつた場合は、浜田市障がい者差別解消推進委員会に対し、あつせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 浜田市障がい者差別解消推進委員会は、前項のあつせんを行うことの適否の判断を行う場合において、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、浜田市障がい者差別解消推進委員会があつせんを行うことが適当と認めた場合は、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、あつせんを行うものとする。

(勧告)

第16条 市長は、前条第3項の規定によりあつせんを行った場合において、不当な差別的取扱いをしたと認められる者が、正当な理由なく当該あつせんに従わないときは、当該あつせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(浜田市障がい者差別解消推進委員会の設置)

第18条 障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを無くするための取組を効果的かつ円滑に行うため、浜田市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第19条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第15条第1項の規定による諮問に応じ、差別等事案に係るあつせんの申立てについて調査審議し、市長に答申すること。

(2) 第11条第2項の規定による表彰に係る選考について、市長に意見を述べること。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項及び第3項に規定する事務に関すること。

(委員会の委員)

第20条 委員会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、障がいのある人、障がいのある人への不当な差別的取扱いに関し優れた識見を有する者その他の市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

「持続可能な開発目標 SDGs (エス・ディー・ジーズ)」

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) は、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載され、2030 年まで達成を目指し、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会設置要綱」

(目的及び設置)

第1条 浜田市人権教育・啓発推進基本計画の策定に関し、広く市民の意見を聴取するため、浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成等)

第2条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、浜田市人権教育・啓発推進基本計画の策定に要する間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(報償費及び実費弁償)

第6条 委員が委員会の会議に出席した場合は、6,000円の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例（平成28年浜田市条例第14号）第2条第2項の規定の例により費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人権同和教育啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

「浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会委員名簿」

No.	氏名	所 属・職名等	構成等	備考
1	大地本 敦子	浜田管内学校・福祉連携推進教員 (島根県立石見養護学校)	識見者	委員長
2	長谷川 美穂	浜田児童相談所所長	識見者	
3	佐々木 幸子	全日本同和会島根県連合会浜田支部 女性部長	各種団体から推薦された者	
4	細川 敏夫	部落解放同盟島根県連合会石央支部 支部長	各種団体から推薦された者	
5	寺田 恭子	浜田人権擁護委員協議会 常務委員	各種団体から推薦された者	
6	馬場 範子	浜田女性ネットワーク 会員	各種団体から推薦された者	
7	村井 栄美子	浜田市民生児童委員協議会 理事	各種団体から推薦された者	
8	西田 正行	浜田市身体障害者福祉協会 会長	各種団体から推薦された者	副委員長
9	矢口 伸二	浜田国際交流協会 理事長	各種団体から推薦された者	
10	坂東 朋子	浜田地区保護司会 保護司	各種団体から推薦された者	
11	田村 洋二	浜田商工会議所 専務理事	各種団体から推薦された者	
12	田畑 恵	浜田市まちづくりセンター合同連絡会 会員	各種団体から推薦された者	
13	上部 孝雄	浜田市教育研究会 人権・同和教育部会 部長	各種団体から推薦された者	
14	邊 寿雄	浜田市地域政策部長	その他市長が特に必要と認める者	
15	河上 孝博	浜田市教育委員会教育部長	その他市長が特に必要と認める者	

「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）策定経過」

- 令和3年 2月 人権問題に関する市民意識調査実施
- 令和3年10月 6日 第1回浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会開催
- ・委員長及び副委員長の選任について
 - ・人権教育・啓発の取組状況及び令和2年度人権問題に関する市民意識調査結果について（報告）
 - ・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）について（意見交換）
- 令和3年10月26日 第2回浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会開催
- ・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第3次）の令和2年度取組状況について（報告）
 - ・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）素案について
- 令和3年11月18日 第3回浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会開催
- ・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）案について
- 令和4年 1月 パブリックコメント実施
- 令和4年 2月 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）決定

浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）

浜田市地域政策部人権同和教育啓発センター

浜田市教育委員会人権同和教育室

〒697-8501 浜田市殿町1番地

TEL(0855)25-9160 FAX(0855)23-0210